

令和4年12月

郡山市議会定例会議案

目 次

議案第163号	令和4年度郡山市一般会計補正予算(第9号)	4
議案第164号	令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	77
議案第165号	令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	94
議案第166号	令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算(第2号)	107
議案第167号	令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	129
議案第168号	令和4年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	142
議案第169号	令和4年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	157
議案第170号	令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第3号)	172
議案第171号	令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第3号)	176
議案第172号	令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算(第2号)	189
議案第173号	令和4年度郡山市水道事業会計補正予算(第2号)	201
議案第174号	令和4年度郡山市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	223
議案第175号	令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算(第3号)	239
議案第176号	令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	259
議案第177号	郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	276
議案第178号	郡山市個人情報保護に関する法律施行条例	278
議案第179号	郡山市個人情報保護審議会条例	287
議案第180号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	290
議案第181号	郡山市職員の高齢者部分休業に関する条例	316
議案第182号	郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	318
議案第183号	郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	339
議案第184号	郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	343
議案第185号	郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	346
議案第186号	郡山市税条例の一部を改正する条例	354
議案第187号	郡山市手数料条例の一部を改正する条例	357

議案第188号	郡山市保健センター条例の一部を改正する条例	385
議案第189号	郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例	386
議案第190号	郡山市立美術館条例の一部を改正する条例	391
議案第191号	工事請負契約について	392
議案第192号	工事請負契約について	393
議案第193号	工事請負契約について	394
議案第194号	工事請負契約について	395
議案第195号	工事請負契約について	397
議案第196号	工事請負契約の変更について	398
議案第197号	財産の処分について	399
議案第198号	郡山市磐梯熱海観光物産館の指定管理者の指定について	400
議案第199号	郡山市営住宅等の指定管理者の指定について	401
議案第200号	開成山公園等の指定管理者の指定について	402
議案第201号	専決処分の承認を求めることについて	404
報告第 23号	専決処分事項の報告について	407

令和4年度郡山市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度郡山市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,944,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,275,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		50,442,636	780,000	51,222,636
	1 市民税	21,037,526	440,000	21,477,526
	2 固定資産税	20,103,687	220,000	20,323,687
	4 市たばこ税	2,751,351	120,000	2,871,351
15 分担金及び負担金		428,990	490	429,480
	2 負担金	423,426	490	423,916
16 使用料及び手数料		2,432,538	14,776	2,447,314
	1 使用料	1,505,568	14,776	1,520,344
17 国庫支出金		29,744,048	993,258	30,737,306
	1 国庫負担金	17,720,480	179,038	17,899,518
	2 国庫補助金	11,932,385	815,776	12,748,161
	3 委託金	91,183	△1,556	89,627
18 県支出金		10,824,747	26,990	10,851,737
	1 県負担金	5,782,105	41,237	5,823,342
	2 県補助金	4,254,367	△14,247	4,240,120
20 寄附金		216,975	17,900	234,875
	1 寄附金	216,975	17,900	234,875
21 繰入金		6,011,935	1,005,244	7,017,179
	1 特別会計繰入金	78,774	375,244	454,018
	2 基金繰入金	5,933,161	630,000	6,563,161
23 諸収入		5,344,183	44,850	5,389,033
	5 雑入	883,867	44,850	928,717
24 市債		13,927,200	60,700	13,987,900
	1 市債	13,927,200	60,700	13,987,900
歳 入	合 計	148,331,786	2,944,208	151,275,994

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		664,199	618	664,817
	1 議会費	664,199	618	664,817
2 総務費		16,688,301	59,166	16,747,467
	1 総務管理費	13,068,056	20,187	13,088,243
	2 徴税費	2,143,057	25,872	2,168,929
	3 戸籍住民基本台帳費	965,217	16,637	981,854
	4 選挙費	373,517	△1,415	372,102
	5 統計調査費	47,532	△2,773	44,759
	6 監査委員費	90,922	658	91,580
3 民生費		51,675,701	1,924,921	53,600,622
	1 社会福祉費	5,757,510	28,760	5,786,270
	2 心身障害者福祉費	7,031,276	△13,047	7,018,229
	3 老人福祉費	9,664,018	△37,152	9,626,866
	4 児童福祉費	22,675,905	1,924,364	24,600,269
	5 生活保護費	5,921,560	21,996	5,943,556
4 衛生費		21,938,813	550,345	22,489,158
	1 保健衛生費	11,369,029	504,721	11,873,750
	2 清掃費	10,369,674	47,798	10,417,472
	4 簡易水道費	171,765	△2,174	169,591
5 労働費		132,164	△1,054	131,110
	1 労働諸費	132,164	△1,054	131,110
6 農林水産業費		4,407,350	△28,167	4,379,183
	1 農業費	4,066,675	△27,097	4,039,578
	2 林業費	340,675	△1,070	339,605
7 商工費		6,431,050	34,385	6,465,435

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	6,431,050	34,385	6,465,435
8 土木費		17,190,678	△67,911	17,122,767
	1 土木管理費	489,090	△10,658	478,432
	2 道路橋りょう費	5,215,767	32,682	5,248,449
	3 河川費	787,984	△29,231	758,753
	4 都市計画費	9,733,396	△55,391	9,678,005
	5 住宅費	964,441	△5,313	959,128
9 消防費		3,829,336	△10,341	3,818,995
	1 消防費	3,829,336	△10,341	3,818,995
10 教育費		15,021,599	483,757	15,505,356
	1 教育総務費	549,037	7,368	556,405
	2 小中学校費	7,651,593	359,577	8,011,170
	3 社会教育費	4,937,836	91,916	5,029,752
	4 保健体育費	1,883,133	24,896	1,908,029
12 公債費		8,315,927	2,554	8,318,481
	1 公債費	8,315,927	2,554	8,318,481
14 予備費		496,319	△4,065	492,254
	1 予備費	496,319	△4,065	492,254
歳出	合計	148,331,786	2,944,208	151,275,994

一般会計

第 2 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業	千円 17,000
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	109,000
	4 都市計画費	中心市街地活性化推進事業	12,993

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
運營業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	千円 400,178
設備保守管理業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	46,864
機械警備業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	6,930
清掃業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,126
受付案内業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	40,595
人事給与・庶務事務システム業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	644
こおりやま広域圏地域体験ツアー業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	9,862
情報政策推進システム賃借料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	55,458
情報システム運營業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	266,992
文書管理・財務会計システム業務委託料 (令和 4 年度分)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	4,290

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
電子入札システム運営事業 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 23,808
市民公益活動総合補償保険制度保険料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
市民活動サポートセンター業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和7年度まで	48,942
地方税ポータルシステム業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	12,012
固定資産税データ入力業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	6,534
住民異動情報等入力業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	25,187
マイナンバーカード交付申請等業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	214,665
保健福祉情報システム業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	33,203
国民年金システム業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	3,258
第58回郡山市こどもまつり負担金	令和4年度から 令和5年度まで	6,691
こども総合支援センターファミリー広場等業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和7年度まで	90,534

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
ファミリーサポートセンター業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和7年度まで	千円 28,089
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	9,996
大気常時監視システム賃借料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	3,960
一般廃棄物収集運搬業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	921,000
要援護者ごみ戸別収集業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
ため池監視システム使用料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	1,584
創業・事業引継ぎ支援情報発信業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	742
農福商工連携推進ウェブサイト運営管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	861
特定計量器定期検査等業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	13,914
第59回郡山うねめまつり負担金	令和4年度から 令和5年度まで	26,500
観光地仮設トイレ賃借料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	527

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
フィルムコミッションウェブサイト運営管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和7年度まで	千円 3,087
道路維持補修業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	210,000
道路維持補修工事 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
水路側溝整備工事 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	120,000
地下道自家用発電装置改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	31,000
郡山カルチャーパーク自動券売機賃借料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和9年度まで	9,885
デマンド型乗合タクシー運行业務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	30,769
防災情報伝達システム運営事業 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	15,854
総合防災支援情報収集事業 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	7,502
緊急避難情報配信サービス使用料	令和4年度から 令和5年度まで	106
学校用務員業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和7年度まで	774,978

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運行業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 76,797
学校給食放射性物質検査業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	72,454
学校給食調理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	9,821
教育用タブレット端末管理ソフトウェア等導入業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和8年度まで	16,226
I C T支援員業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	42,240

第 4 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 377,400		%		千円 364,800		%	
文教施設災害復旧事業	1,218,500				1,291,800			
合 計	13,927,200				13,987,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	50,442,636	780,000	51,222,636
2 地方譲与税	1,219,056	0	1,219,056
3 利子割交付金	28,018	0	28,018
4 配当割交付金	174,726	0	174,726
5 株式等譲渡所得割交付金	74,615	0	74,615
6 法人事業税交付金	963,891	0	963,891
7 地方消費税交付金	7,999,938	0	7,999,938
8 ゴルフ場利用税交付金	17,880	0	17,880
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	105,108	0	105,108
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	0	2,944
12 地方特例交付金	368,979	0	368,979
13 地方交付税	10,797,832	0	10,797,832
14 交通安全対策特別交付金	55,047	0	55,047
15 分担金及び負担金	428,990	490	429,480
16 使用料及び手数料	2,432,538	14,776	2,447,314
17 国庫支出金	29,744,048	993,258	30,737,306
18 県支出金	10,824,747	26,990	10,851,737
19 財産収入	180,041	0	180,041
20 寄附金	216,975	17,900	234,875
21 繰入金	6,011,935	1,005,244	7,017,179
22 繰越金	6,970,458	0	6,970,458
23 諸収入	5,344,183	44,850	5,389,033
24 市債	13,927,200	60,700	13,987,900
歳入合計	148,331,786	2,944,208	151,275,994

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	664,199	618	664,817				618
2 総務費	16,688,301	59,166	16,747,467	12,000		8,291	38,875
3 民生費	51,675,701	1,924,921	53,600,622	768,760		9,327	1,146,834
4 衛生費	21,938,813	550,345	22,489,158	32,387		16,228	501,730
5 労働費	132,164	△1,054	131,110				△1,054
6 農林水産業費	4,407,350	△28,167	4,379,183	△17,071		8,030	△19,126
7 商工費	6,431,050	34,385	6,465,435	21,446			12,939
8 土木費	17,190,678	△67,911	17,122,767	76,425	△12,600	△5,313	△126,423
9 消防費	3,829,336	△10,341	3,818,995				△10,341
10 教育費	15,021,599	483,757	15,505,356	207,207		1,640	274,910
11 災害復旧費	1,540,348	0	1,540,348	△80,906	73,300		7,606
12 公債費	8,315,927	2,554	8,318,481				2,554
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	496,319	△4,065	492,254				△4,065
歳出合計	148,331,786	2,944,208	151,275,994	1,020,248	60,700	38,203	1,825,057

2 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	17,525,969	300,000	17,825,969	1 現年課税分	300,000	個人・現年課税分 300,000
2 法人	3,511,557	140,000	3,651,557	1 現年課税分	140,000	法人・現年課税分 140,000
計	21,037,526	440,000	21,477,526			

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	20,012,808	220,000	20,232,808	1 現年課税分	220,000	固定資産税・現年課税分 220,000
計	20,103,687	220,000	20,323,687			

(款) 1 市税

(項) 4 市たばこ税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市たばこ税	2,751,351	120,000	2,871,351	1 現年課税分	120,000	市たばこ税・現年課税分 120,000
計	2,751,351	120,000	2,871,351			

1款 市税

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費負担金	2,876	490	3,366	1 農業費負担金	490	郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金 490
計	423,426	490	423,916			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生使用料	197,679	14,776	212,455	1 保健衛生使用料	14,776	休日・夜間急病センター使用料 14,776
計	1,505,568	14,776	1,520,344			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,162,329	82,475	15,244,804	4 児童福祉費国庫負担金	82,475	障害児給付費国庫負担金 82,475
2 衛生費国庫負担金	2,381,832	177,469	2,559,301	1 保健衛生費国庫負担金	177,469	感染症予防事業費国庫負担金 177,469

15款 分担金及び負担金

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 災害復旧費国庫負担金	176,319	△ 80,906	95,413	2 文教施設災害復旧費国庫負担金	△ 80,906	公立学校施設災害復旧費国庫負担金 △ 80,906
計	17,720,480	179,038	17,899,518			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	305,832	12,000	317,832	2 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	12,000	個人番号カード交付事務費国庫補助金 12,000
2 民生費国庫補助金	4,242,974	642,224	4,885,198	1 社会福祉費国庫補助金	9,060	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 9,060
				2 心身障害者福祉費国庫補助金	△ 175	地域生活支援事業費等国庫補助金 △ 175
				3 老人福祉費国庫補助金	7,730	地域介護・福祉空間整備等交付金 7,730

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金				4 児童福祉費 国庫補助金	625,609	子ども・子育て支援交付金 ヤングケアラー支援体制強化事業費国庫補助 金 地方創生臨時交付金	2,911 1,906 620,792
3 衛生費国庫補助金	3,444,768	△ 143,526	3,301,242	1 保健衛生費 国庫補助金	△ 143,526	地方創生臨時交付金	△ 143,526
6 商工費国庫補助金	423,799	21,446	445,245	1 商工費国庫 補助金	21,446	地方創生臨時交付金	21,446
7 土木費国庫補助金	1,884,755	76,425	1,961,180	2 道路橋りよ う費国庫補 助金	73,425	地方創生臨時交付金	73,425
				3 河川費国庫 補助金	△ 7,000	防災・安全交付金	△ 7,000
				4 都市計画費 国庫補助金	10,000	官民連携都市再生推進事業費国庫補助金	10,000
9 教育費国庫補助金	1,534,329	207,207	1,741,536	2 小中学校費 国庫補助金	191,660	地方創生臨時交付金	191,660
				3 社会教育費 国庫補助金	15,547	地方創生臨時交付金	15,547
計	11,932,385	815,776	12,748,161				

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費委託金	8,524	△ 1,556	6,968	1 保健衛生費委託金	△ 1,556	国民栄養調査等国庫委託金 △ 1,556
計	91,183	△ 1,556	89,627			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,776,893	41,237	5,818,130	4 児童福祉費県負担金	41,237	障害児給付費県負担金 41,237
計	5,782,105	41,237	5,823,342			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	1,735,881	2,824	1,738,705	2 心身障害者福祉費県補助金	△ 87	地域生活支援事業費等県補助金 △ 87

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金				4 児童福祉費 県補助金	2,911	子ども・子育て支援県交付金 2,911
4 農林水産業費県補助金	621,503	△ 17,071	604,432	1 農業費県補助金	△ 17,071	多面的機能支払県交付金 △ 17,071
計	4,254,367	△ 14,247	4,240,120			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	210,168	13,000	223,168	1 ふるさと納 税寄附金	13,000	こおりやま応援寄附金 13,000
3 民生費寄附金	4,891	3,901	8,792	1 老人福祉費 寄附金	461	高齢化社会対策推進寄附金 461
				2 児童福祉費 寄附金	3,078	子育て支援推進寄附金 3,078
				3 社会福祉費 寄附金	362	社会福祉対策寄附金 362
4 衛生費寄附金	1	99	100	1 保健衛生費 寄附金	99	環境寄附金 99

18款 県支出金

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費寄附金	1,913	900	2,813	1 小中学校費寄附金	900	奨学資金給与費寄附金 900
計	216,975	17,900	234,875			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
13 工業用水道事業繰入金	0	375,244	375,244	1 工業用水道事業繰入金	375,244	工業用水道事業繰入金 375,244
計	78,774	375,244	454,018			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	5,040,000	630,000	5,670,000	1 財政調整基金繰入金	630,000	財政調整基金繰入金 630,000
計	5,933,161	630,000	6,563,161			

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	883,780	44,850	928,630	2 雑入	44,850	補助金等過年度戻入金 賠償金
						9,670 35,180
計	883,867	44,850	928,717			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木債	2,239,200	△ 12,600	2,226,600	2 河川債	△ 12,600	河川整備事業債
9 災害復旧債	1,306,300	73,300	1,379,600	2 文教施設災害復旧債	73,300	公立学校施設災害復旧事業債
						△ 12,600 73,300
計	13,927,200	60,700	13,987,900			

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	664,199	618	664,817	一般財源 618	2 給料	△532	◎職員給与費 618
					3 職員手当等	△234	
					4 共済費	1,384	
計	664,199	618	664,817	一般財源 618			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費	739,833	20,543	760,376	一般財源 20,543	2 給料	△3,541	◎職員給与費 543 ◎庁舎費 20,000
					3 職員手当等	3,276	
					4 共済費	808	
					10 需用費	20,000	
2 秘書事務費	142,249	△1,987	140,262	一般財源 △1,987	2 給料	84	◎職員給与費 △987 ◎秘書事務費 △1,000
					3 職員手当等	△1,556	
					4 共済費	485	
					9 交際費	△1,000	
3 人事管理費	370,003	△9,932	360,071	一般財源 △9,932	1 報酬	△17,070	◎職員給与費 △9,932
					2 給料	5,073	
					3 職員手当等	745	
					4 共済費	1,320	

1款 議会費

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 職員厚生費	1,365,272	△48,296	1,316,976	一般財源 △48,296	2 給料	64	◎職員給与費 △585
					3 職員手当等	100	◎退職手当費 △1,020
					4 共済費	△1,769	◎企業会計退職手当負 担金 △46,691
					18 負担金補助 及び交付金	△46,691	
5 行財政改革 推進費	63,837	462	64,299	一般財源 462	2 給料	△73	◎職員給与費 462
					3 職員手当等	728	
					4 共済費	△193	
6 政策開発費	243,838	9,154	252,992	一般財源 9,154	2 給料	3,806	◎職員給与費 9,154
					3 職員手当等	2,597	
					4 共済費	2,751	
7 情報政策費	1,515,307	△17,846	1,497,461	一般財源 △17,846	2 給料	△11,638	◎職員給与費 △17,846
					3 職員手当等	△3,081	
					4 共済費	△3,127	
8 広聴広報費	310,041	△10,314	299,727	一般財源 △10,314	2 給料	△2,727	◎職員給与費 △10,314
					3 職員手当等	△4,896	
					4 共済費	△2,691	
9 財政管理費	5,112,611	8,503	5,121,114	特定財源 8,291	2 給料	△185	◎職員給与費 212
				その他 8,291	3 職員手当等	3	◎きずな基金費 8,291
				一般財源 212	4 共済費	394	
					24 積立金	8,291	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
9 財政管理費	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金			8,291					
10 財産管理費	260,865	△7,442	253,423	一般財源	△7,442	2 給料	△3,648	◎職員給与費	△7,442
						3 職員手当等	△2,313		
						4 共済費	△1,481		
11 契約管理費	175,149	△1,217	173,932	一般財源	△1,217	1 報酬	46	◎職員給与費	△1,217
						2 給料	△2,669		
						3 職員手当等	2,476		
						4 共済費	△1,070		
12 技術検査費	56,449	△2,108	54,341	一般財源	△2,108	2 給料	△2,081	◎職員給与費	△2,108
						3 職員手当等	△334		
						4 共済費	307		
13 市民協働推進費	280,301	9,842	290,143	一般財源	9,842	2 給料	4,240	◎職員給与費	11,545
						3 職員手当等	5,294	◎市民協働推進事業費	△1,703
						4 共済費	2,011	○協働のまちづくり	
						11 役務費	△1,703	推進事業費★	△1,703
14 男女共同参画費	99,392	2,850	102,242	一般財源	2,850	2 給料	1,797	◎職員給与費	2,850
						3 職員手当等	659		
						4 共済費	394		
15 市民安全費	351,256	△7,008	344,248	一般財源	△7,008	1 報酬	△2,400	◎職員給与費	△6
						2 給料	96	◎交通安全推進費	△5,712

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
15 市民安全費					3 職員手当等	△96	○交通安全活動事業 費★ △4,607 ◎自転車等駐車場費 △1,290
					4 共済費	△6	
					7 報償費	△1,105	
					8 旅費	△1,200	
					12 委託料	△1,290	
					13 使用料及び 賃借料	△1,007	
16 国際政策費	135,772	1,431	137,203	一般財源 1,431	2 給料	△295	◎職員給与費 1,431
					3 職員手当等	969	
					4 共済費	757	
17 会計管理費	113,371	△1,730	111,641	一般財源 △1,730	2 給料	△1,458	◎職員給与費 △1,730
					3 職員手当等	677	
					4 共済費	△949	
18 行政センター及び連絡 所費	1,518,237	41,899	1,560,136	一般財源 41,899	2 給料	12,346	◎職員給与費 27,241 ◎行政センター及び連 絡所費 14,658
					3 職員手当等	8,322	
					4 共済費	6,267	
					8 旅費	306	
					10 需用費	13,671	
					11 役務費	987	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
19 市民ふれあいプラザ及び市民交流プラザ費	133,350	7,183	140,533	一般財源 7,183	18 負担金補助及び交付金	7,183	◎市民ふれあいプラザ及び市民交流プラザ費 7,183
21 ふれあいセンター費	68,353	23,700	92,053	一般財源 23,700	10 需用費	23,700	◎ふれあいセンター費 23,700
22 コミュニティセンター費	6,658	2,500	9,158	一般財源 2,500	10 需用費	2,500	◎コミュニティセンター費 2,500
計	13,068,056	20,187	13,088,243	特定財源 8,291 その他 8,291 一般財源 11,896			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税费	786,804	16,611	803,415	一般財源 16,611	2 給料	1,486	◎職員給与費 9,081
					3 職員手当等	6,051	◎ふるさと納税费 7,530
					4 共済費	1,544	○こおりやま応援寄
					7 報償費	5,557	附金事業費★ 7,530

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税費					11 役務費	304	
					12 委託料	865	
					13 使用料及び 賃借料	804	
2 資産税費	741,647	△3,717	737,930	一般財源 △3,717	2 給料	△5,712	◎職員給与費 △3,717
					3 職員手当等	5,256	
					4 共済費	△3,261	
3 徴収費	614,606	12,978	627,584	一般財源 12,978	2 給料	4,513	◎職員給与費 11,523
					3 職員手当等	5,564	◎徴収費 1,455
					4 共済費	1,343	
					8 旅費	103	
					11 役務費	1,455	
計	2,143,057	25,872	2,168,929	一般財源 25,872			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 戸籍住民基本台帳費	955,376	16,637	972,013	特定財源	12,000	2 給料	4,666	◎職員給与費	4,637
				国・県	12,000	3 職員手当等	2,668	◎個人番号カード事務	12,000
				一般財源	4,637	4 共済費	△2,697	費	
						12 委託料	12,000		
				特定財源の内訳					
(国) 個人番号カード交付事務費国庫補助金			12,000						
計	965,217	16,637	981,854	特定財源	12,000				
				国・県	12,000				
				一般財源	4,637				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 選挙費	373,517	△1,415	372,102	一般財源	△1,415	2 給料	△1,005	◎職員給与費	△1,415
						3 職員手当等	△299		
						4 共済費	△111		
計	373,517	△1,415	372,102	一般財源	△1,415				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	47,532	△2,773	44,759	一般財源 △2,773	2 給料	△1,961	◎職員給与費 △2,773
					3 職員手当等	568	
					4 共済費	△1,380	
計	47,532	△2,773	44,759	一般財源 △2,773			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	90,922	658	91,580	一般財源 658	2 給料	△395	◎職員給与費 658
					3 職員手当等	443	
					4 共済費	610	
計	90,922	658	91,580	一般財源 658			

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	3,082,839	18,851	3,101,690	特定財源	10,077	2 給料	3,090	◎職員給与費	8,773
				国・県	9,060	3 職員手当等	4,018	◎生活困窮者自立支援	
				その他	1,017	4 共済費	1,665	事業費	9,060
				一般財源	8,774	19 扶助費	9,060	◎福祉施設整備基金費	655
						24 積立金	1,018	◎福祉基金費	363
				特定財源の内訳					
				(国) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	9,060				
				(他) こおりやま応援寄附金	655				
				(他) 社会福祉対策寄附金	362				
3 国保年金費	2,674,505	9,909	2,684,414	一般財源	9,909	2 給料	4,226	◎職員給与費	8,059
						3 職員手当等	3,114	◎国民健康保険事業費	1,850
						4 共済費	719		
						27 繰出金	1,850		
計	5,757,510	28,760	5,786,270	特定財源	10,077				
				国・県	9,060				
				その他	1,017				
				一般財源	18,683				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 障害福祉費	6,854,179	△2,847	6,851,332	特定財源	△262	1 報酬	154	◎職員給与費	△4,127		
				国・県	△262	2 給料	△2,168	◎地域生活支援事業費	125		
				一般財源	△2,585	3 職員手当等	△1,907	◎障害者福祉推進事業費	△350		
						4 共済費	△257				
				特定財源の内訳				8 旅費	51	○ふれあいピック大会開催事業費★	△350
				(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金				18 負担金補助及び交付金	△708	◎障害者福祉団体育成費	△358
				(県) 地域生活支援事業費等県補助金						○障害者福祉団体育成事業費★	△358
				22 償還金利子及び割引料	1,988	◎障害者援護施設整備補助事業費	1,863				
2 保健所障害福祉費	177,097	△10,200	166,897	一般財源	△10,200	2 給料	△5,912	◎職員給与費	△10,360		
						3 職員手当等	△2,404	◎地域生活支援促進事業費	160		
						4 共済費	△2,044				
						22 償還金利子及び割引料	160				
計	7,031,276	△13,047	7,018,229	特定財源	△262						
				国・県	△262						
				一般財源	△12,785						

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 健康長寿費	1,281,029	△50,903	1,230,126	特定財源	1,103	2 給料	△835	◎職員給与費	△2,281			
				その他	1,103	3 職員手当等	△797	◎生きがい対策事業費	△49,726			
				一般財源	△52,006	4 共済費	△649	○老人クラブ育成事業費★	26			
						7 報償費	△4,839					
				特定財源の内訳					13 使用料及び賃借料	△932	◎高齢化社会対策基金費	1,104
				(他) こおりやま応援寄附金				642				
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金				461	18 負担金補助及び交付金	△43,981		
									22 償還金利子及び割引料	26		
									24 積立金	1,104		
2 地域包括ケア推進費	271,938	127	272,065	一般財源	127	2 給料	61	◎職員給与費	127			
						3 職員手当等	12					
						4 共済費	54					
3 介護保険事業費	4,500,992	1,894	4,502,886	特定財源	7,730	18 負担金補助及び交付金	7,730	◎介護保険事業費	△5,836			
				国・県	7,730			◎老人福祉施設等整備補助事業費	7,730			
				一般財源	△5,836	27 繰出金	△5,836					
特定財源の内訳												
(国) 地域介護・福祉空間整備等交付金				7,730								

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 後期高齢者医療費	3,610,059	11,730	3,621,789	一般財源 11,730	2 給料	1,302	◎職員給与費 4,227
					3 職員手当等	2,647	◎後期高齢者医療事業
					4 共済費	278	費 7,503
					27 繰出金	7,503	
計	9,664,018	△37,152	9,626,866	特定財源 8,833 国・県 7,730 その他 1,103 一般財源 △45,985			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども政策費	1,425,453	26,516	1,451,969	特定財源 13,029 国・県 5,822 その他 7,207 一般財源 13,487	1 報酬	122	◎職員給与費 7,219
					2 給料	4,207	◎児童福祉総務費 250
					3 職員手当等	1,409	◎子育て環境整備費 1,000
					4 共済費	1,603	○子育て環境整備促進事業費★ 1,000
					8 旅費	125	
					10 需用費	6,627	◎すこやか子育て基金 7,207
					11 役務費	119	◎青少年活動費 1,500
			17 備品購入費	3,597			
			特定財源の内訳 (国) 子ども・子育て支援交付金 2,911 (県) 子ども・子育て支援県交付金 2,911				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 こども政策費	(他) こおりやま応援寄附金			4,129	18 負担金補助及び交付金	1,500	○こどもまつり開催事業費★ 1,500	
							(他) 子育て支援推進寄附金	3,078
						24 積立金	7,207	◎放課後児童クラブ費 9,340 ○放課後児童クラブ維持管理費★ 145 ○放課後児童クラブ施設整備費★ 9,195
2 こども家庭支援費	8,742,082	1,511,319	10,253,401	特定財源	610,728	2 給料	△4,456	◎職員給与費 △10,934
				国・県	610,728	3 職員手当等	△2,583	◎子ども家庭総合支援拠点費 2,860
				一般財源	900,591	4 共済費	△3,895	○LINE子ども・子育て相談事業費★ 2,860
						10 需用費	4,857	◎母子福祉対策費 158,896
	特定財源の内訳					11 役務費	5,397	◎児童手当等支給事務費 126
	(国) ヤングケアラー支援体制強化事業費国庫補助金				1,906	12 委託料	9,028	◎児童手当等支給費 1,343,622
	(国) 地方創生臨時交付金				608,822	19 扶助費	1,332,000	◎こども総合支援センター費 3,400
						22 償還金利子及び割引料	170,971	◎子どもの遊び場費 13,349

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 保育費	11,279,982	220,555	11,500,537	特定財源	11,970	2 給料	△2,245	◎職員給与費	△34,127
				国・県	11,970	3 職員手当等	△26,785	◎児童福祉総務費	318
				一般財源	208,585	4 共済費	△5,097	○保育士・保育所支援センター事業費★	318
						10 需用費	7,623		
	特定財源の内訳					22 償還金利子及び割引料	247,059	◎公立保育所費	19,380
	(国) 地方創生臨時交付金				11,970			○公立保育所給食放射性物質測定事業費★	11,757
								◎民間認可保育所費	53,361
								○保育所等給食放射性物質測定事業費★	20,995
								○特定教育・保育施設等補助事業費★	2
								◎認可外保育施設費	18,178
							○認可外保育施設支援事業費★	2	
							◎私立幼稚園費	163,445	

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 児童障害福祉費	1,228,388	165,974	1,394,362	特定財源	123,712	2 給料	171	◎職員給与費	294
				国・県	123,712	3 職員手当等	64	◎心身障害児福祉費	165,332
				一般財源	42,262	4 共済費	59	◎希望ヶ丘学園費	348
						19 扶助費	164,950	○希望ヶ丘学園給食	
						22 償還金利子及び割引料	730	放射性物質測定事業費★	348
	特定財源の内訳								
	(国) 障害児給付費国庫負担金		82,475						
	(県) 障害児給付費県負担金		41,237						
計	22,675,905	1,924,364	24,600,269	特定財源	759,439				
				国・県	752,232				
				その他	7,207				
				一般財源	1,164,925				

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	5,921,560	21,996	5,943,556	一般財源	21,996	2 給料	10,160	◎職員給与費	21,996
						3 職員手当等	8,380		
						4 共済費	3,456		
計	5,921,560	21,996	5,943,556	一般財源	21,996				

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	342,665	32,600	375,265	一般財源 32,600	2 給料	6,510	◎職員給与費 19,695
					3 職員手当等	9,287	◎保健所費 12,905
					4 共済費	3,898	
					10 需用費	12,905	
2 保健所健康政策費	414,347	23,553	437,900	特定財源 25,046	1 報酬	4,021	◎職員給与費 △12,004
				国・県 10,270	2 給料	△6,032	◎休日・夜間急病センター費 35,557
				その他 14,776	3 職員手当等	△7,135	○休日・夜間急病センター運営事業費★ 35,557
				一般財源 △1,493	4 共済費	△2,858	
					11 役務費	25,287	
					12 委託料	10,270	
特定財源の内訳							
(国) 地方創生臨時交付金 10,270							
(他) 休日・夜間急病センター使用料 14,776							
3 保健所保健・感染症費	3,023,241	413,869	3,437,110	特定財源 23,673	2 給料	△34	◎職員給与費 17,734
				国・県 23,673	3 職員手当等	18,892	◎難病対策事業費 20
				一般財源 390,196	4 共済費	△1,267	○難病患者等地域支援対策推進事業費★ 20
					8 旅費	143	
					12 委託料	213,074	◎感染症予防対策事業費 396,115
					18 負担金補助及び交付金	△153,796	○特定感染症検査等対策事業費★ 5,952
					19 扶助費	94,578	
特定財源の内訳							
(国) 感染症予防事業費国庫負担金 177,469							
(国) 地方創生臨時交付金 △153,796							

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
3 保健所保健・感染症費					22 償還金利子及び割引料	242,279	○新型コロナウイルス対策医療機関支援事業費★ △153,796				
4 保健所健康づくり費	1,149,529	5,627	1,155,156	特定財源 国・県 一般財源	2 給料	△637	◎職員給与費 △974				
					3 職員手当等	937	◎保健所健康づくり費 8,030				
					4 共済費	△1,562	◎生活習慣病対策推進 事業費 63				
					7 報償費	△387	○生活習慣病対策事 業費★ 63				
				特定財源の内訳 (国) 国民栄養調査等国庫委託金				△1,556	10 需用費	9,127	◎健康増進事業費 64
								11 役務費	△91	○健康増進事業費★ 64	
								12 委託料	△387	◎保健衛生統計費 △1,556	
								18 負担金補助及び交付金	△1,700		
								22 償還金利子及び割引料	127		
				5 保健所生活衛生費	189,619	12,445	202,064	一般財源	12,445	2 給料	2,870
3 職員手当等	7,200										
4 共済費	2,375										
6 保健所検査費	104,734	3,943	108,677	一般財源	3,943	2 給料	1,723	◎職員給与費 3,943			
						3 職員手当等	1,212				
						4 共済費	1,008				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
7 食肉衛生検査費	186,655	△5,964	180,691	一般財源 △5,964	2 給料	△3,271	◎職員給与費 △5,964
					3 職員手当等	△1,525	
					4 共済費	△1,168	
8 母子保健衛生費	763,495	11,403	774,898	一般財源 11,403	2 給料	5,329	◎職員給与費 7,380
					3 職員手当等	2,456	◎母子保健推進活動費 1,774
					4 共済費	△405	○母子保健推進活動事業費★ 1,485
					12 委託料	1,485	○子育て世代包括支援センター事業費★ 289
					17 備品購入費	289	◎母子医療対策事業費 2,249
					22 償還金利子及び割引料	2,249	
9 環境政策費	487,813	11,753	499,566	特定財源 1,452	2 給料	368	◎職員給与費 301
				その他 1,452	3 職員手当等	△419	◎環境基金費 1,350
				一般財源 10,301	4 共済費	352	◎保健衛生施設整備基金費 102
					10 需用費	10,000	◎東山悠苑費 10,000
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 1,353 (他) 環境寄附金 99	24 積立金	1,452	
10 環境保全センター費	166,597	△3,511	163,086	一般財源 △3,511	2 給料	△2,721	◎職員給与費 △3,511
					3 職員手当等	△218	
					4 共済費	△572	
11 浄化槽対策費	109,246	△933	108,313	一般財源 △933	18 負担金補助及び交付金	△933	◎浄化槽対策費 △933

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
12 医療介護病院費	59,305	△4,829	54,476	一般財源 △4,829	10 需用費	△4,829	◎医療介護病院費 △4,829
13 原子力災害対策費	1,514,044	4,765	1,518,809	一般財源 4,765	2 給料	△464	◎職員給与費 4,765
					3 職員手当等	3,552	
					4 共済費	1,665	
					8 旅費	12	
計	11,369,029	504,721	11,873,750	特定財源 48,615 国・県 32,387 その他 16,228 一般財源 456,106			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計		節		説明
						金額	
1 清掃費	10,369,674	47,798	10,417,472	一般財源 47,798	2 給料	△12,141	◎職員給与費 △15,702
					3 職員手当等	△2,481	◎富久山クリーンセンター費 23,500
					4 共済費	△1,158	
					8 旅費	78	◎衛生処理センター費 40,000
					10 需用費	63,500	
計	10,369,674	47,798	10,417,472	一般財源 47,798			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 4 簡易水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 簡易水道費	171,765	△2,174	169,591	一般財源 △2,174	18 負担金補助 及び交付金	△2,174	◎簡易水道費 △2,174
計	171,765	△2,174	169,591	一般財源 △2,174			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	130,770	△1,054	129,716	一般財源 △1,054	2 給料	△1,514	◎職員給与費 △1,054
					3 職員手当等	98	
					4 共済費	362	
計	132,164	△1,054	131,110	一般財源 △1,054			

4款 衛生費

5款 労働費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 農業委員会費	160,992	△272	160,720	一般財源 △272	1 報酬	19	◎職員給与費 △272			
					2 給料	△123				
					3 職員手当等	△973				
					4 共済費	805				
2 農業政策費	458,947	8,491	467,438	特定財源 1,376	2 給料	2,226	◎職員給与費 6,552			
				その他 1,376	3 職員手当等	3,335	◎地域農政推進事業費 563			
				一般財源 7,115	4 共済費	991	○農学研究成果活用推進事業費★ 563			
					10 需用費	563				
				特定財源の内訳 (他) 補助金等過年度戻入金 1,376				22 償還金利子及び割引料	1,376	◎中山間地域農業活性化対策事業費 234
										○中山間地域等直接支払事業費★ 234
						◎人・農地プラン事業費 1,142				
						○人・農地プラン事業費★ 1,142				
3 農業振興費	509,375	△22,920	486,455	一般財源 △22,920	2 給料	△10,383	◎職員給与費 △22,920			
					3 職員手当等	△7,748				
					4 共済費	△4,789				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 農地費	1,861,583	△19,016	1,842,567	特定財源	△10,417	2 給料	△247	◎職員給与費	△2,909
				国・県	△17,071	3 職員手当等	△3,069	◎農用地総合整備事業	490
				その他	6,654	4 共済費	407	◎多面的機能支払交付金事業費	
				一般財源	△8,599	18 負担金補助及び交付金	△22,271	◎多面的機能支払交付金事業費	△16,597
				特定財源の内訳				22 償還金利子及び割引料	6,164
(県) 多面的機能支払県交付金				△17,071					
(他) 郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金				490					
(他) 補助金等過年度戻入金				6,164					
5 総合地方卸売市場費	530,716	5,810	536,526	一般財源	5,810	27 繰出金	5,810	◎総合地方卸売市場費	5,810
6 農業集落排水事業費	545,062	810	545,872	一般財源	810	18 負担金補助及び交付金	810	◎農業集落排水事業費	810
計	4,066,675	△27,097	4,039,578	特定財源	△9,041				
				国・県	△17,071				
				その他	8,030				
				一般財源	△18,056				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	340,675	△1,070	339,605	一般財源	△1,070	1 報酬	381	◎職員給与費	△1,070
						2 給料	△937		
						3 職員手当等	△241		
						4 共済費	△273		
計	340,675	△1,070	339,605	一般財源	△1,070				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明				
					区分	金額					
1 商工振興費	4,747,739	1,551	4,749,290	一般財源	1,551	2 給料	72	◎職員給与費	1,551		
						3 職員手当等	744				
						4 共済費	735				
2 観光物産費	906,705	17,775	924,480	特定財源 国・県 一般財源	21,446 21,446 △3,671	2 給料	△943	◎職員給与費	△3,671		
						3 職員手当等	1,899			◎観光振興対策事業費	21,446
						4 共済費	△4,627				
						8 旅費	446				
						12 委託料	11,000				
18 負担金補助 及び交付金	10,000										
特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金					21,446						
3 産業創出費	712,174	15,059	727,233	一般財源	15,059	2 給料	7,256	◎職員給与費	15,059		

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 産業創出費					3 職員手当等	5,526	
					4 共済費	2,277	
計	6,431,050	34,385	6,465,435	特定財源 21,446 国・県 21,446 一般財源 12,939			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 営繕費	199,620	△19,748	179,872	一般財源 △19,748	2 給料	△3,885	◎職員給与費 △19,748
					3 職員手当等	△12,768	
					4 共済費	△3,095	
2 建築指導費	284,648	9,090	293,738	一般財源 9,090	2 給料	5,063	◎職員給与費 9,090
					3 職員手当等	2,245	
					4 共済費	1,782	
計	489,090	△10,658	478,432	一般財源 △10,658			

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路建設費	1,116,267	11,969	1,128,236	一般財源 11,969	2 給料	3,573	◎職員給与費 11,969
					3 職員手当等	7,887	
					4 共済費	509	
2 道路維持費	3,969,600	20,713	3,990,313	特定財源 73,425	2 給料	2,233	◎職員給与費 4,713
				国・県 73,425	3 職員手当等	623	
				一般財源 △52,712	4 共済費	1,857	
					10 需用費	16,000	
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 73,425			
計	5,215,767	32,682	5,248,449	特定財源 73,425 国・県 73,425 一般財源 △40,743			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 河川費	787,984	△29,231	758,753	特定財源	△19,600	2 給料	△5,926	◎職員給与費 △8,231 ◎河川費 △21,000 ○準用河川改修事業費★ △21,000
				国・県	△7,000	3 職員手当等	△2,413	
				市債	△12,600	4 共済費	108	
				一般財源	△9,631	14 工事請負費	△21,000	
特定財源の内訳								
(国) 防災・安全交付金					△7,000			
(市債) 河川整備事業債					△12,600			
計	787,984	△29,231	758,753	特定財源	△19,600			
				国・県	△7,000			
				市債	△12,600			
				一般財源	△9,631			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 開発指導費	86,765	△7,818	78,947	一般財源	△7,818	2 給料	△4,446	◎職員給与費 △7,818
						3 職員手当等	△1,929	
						4 共済費	△1,456	
						8 旅費	13	

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
2 都市計画費	1,283,250	23,151	1,306,401	特定財源	10,000	2 給料	870	◎職員給与費	△126			
				国・県	10,000	3 職員手当等	△1,353	◎市街地活性化推進費	13,584			
				一般財源	13,151	4 共済費	357	◎駐車場費	9,693			
						7 報償費	450					
				特定財源の内訳					8 旅費	378		
				(国) 官民連携都市再生推進事業費国庫補助金				10,000	10 需用費	1,510		
									12 委託料	12,000		
					17 備品購入費	8,939						
4 土地区画整理費	1,053,276	△15,743	1,037,533	一般財源	△15,743	2 給料	1,318	◎職員給与費	3,630			
						3 職員手当等	1,454	◎土地区画整理費	△19,373			
						4 共済費	858					
						27 繰出金	△19,373					
5 公園費	962,208	11,255	973,463	一般財源	11,255	2 給料	2,599	◎職員給与費	4,855			
						3 職員手当等	736	◎公園費	6,400			
						4 共済費	1,520					
						10 需用費	6,400					
7 公共下水道費	5,338,486	△66,820	5,271,666	一般財源	△66,820	18 負担金補助及び交付金	△5,696	◎公共下水道費	△66,820			
						23 投資及び出資金	△61,124					
8 公共交通対策費	222,095	584	222,679	一般財源	584	2 給料	69	◎職員給与費	584			
						3 職員手当等	426					

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 公共交通対策費					4 共済費	89	
計	9,733,396	△55,391	9,678,005	特定財源 10,000 国・県 10,000 一般財源 △65,391			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	964,441	△5,313	959,128	特定財源 △5,313 その他 △5,313	1 報酬	△712	◎職員給与費 △5,313
					2 給料	△2,262	
					3 職員手当等	△976	
					4 共済費	△1,370	
					8 旅費	7	
計	964,441	△5,313	959,128	特定財源 △5,313 その他 △5,313			

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	3,797,688	△10,341	3,787,347	一般財源 △10,341	2 給料	△5,071	◎職員給与費 △9,111
					3 職員手当等	△2,406	◎常備消防費 △1,230
					4 共済費	△1,634	
					18 負担金補助 及び交付金	△1,230	
計	3,829,336	△10,341	3,818,995	一般財源 △10,341			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会 費	167,345	3,033	170,378	一般財源 3,033	2 給料	1,693	◎職員給与費 3,033
					3 職員手当等	857	
					4 共済費	483	
2 総合教育支 援センター 費	381,692	4,335	386,027	一般財源 4,335	2 給料	2,041	◎職員給与費 4,335
					3 職員手当等	1,185	
					4 共済費	1,109	
計	549,037	7,368	556,405	一般財源 7,368			

9款 消防費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 学校教育推進費	958,535	5,332	963,867	特定財源	900	1 報酬	1,748	◎職員給与費	948			
				その他	900	2 給料	31	◎奨学資金費	900			
				一般財源	4,432	3 職員手当等	362	◎いじめ問題対策費	3,484			
						4 共済費	555					
				特定財源の内訳					8 旅費	236		
				(他) 奨学資金給与費寄附金				900	11 役務費	1,500		
					24 積立金	900						
2 学校管理費	4,001,499	354,374	4,355,873	特定財源	191,660	2 給料	△78	◎職員給与費	△4,786			
				国・県	191,660	3 職員手当等	△7,028	◎小学校管理費	102,100			
				一般財源	162,714	4 共済費	2,022	◎中学校管理費	54,400			
						8 旅費	298	◎学校給食費	202,660			
				特定財源の内訳					10 需用費	167,500		
				(国) 地方創生臨時交付金				191,660	18 負担金補助及び交付金	191,660		
3 学校施設費	1,885,352	△747	1,884,605	一般財源	△747	2 給料	△490	◎職員給与費	△747			
						3 職員手当等	75					
						4 共済費	△332					
4 教育研修センター費	806,207	618	806,825	一般財源	618	2 給料	△702	◎職員給与費	618			
						3 職員手当等	760					
						4 共済費	560					

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	7,651,593	359,577	8,011,170	特定財源 192,560 国・県 191,660 その他 900 一般財源 167,017			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,477,277	54,560	1,531,837	一般財源 54,560	2 給料	8,938	◎職員給与費 15,360
					3 職員手当等	2,827	◎総合学習センター費 8,200
					4 共済費	3,595	◎公民館費 31,000
					10 需用費	39,200	
2 図書館費	505,329	16,863	522,192	特定財源 15,547 国・県 15,547 一般財源 1,316	2 給料	2,400	◎職員給与費 6,473
					3 職員手当等	2,165	◎図書館費 10,390
					4 共済費	1,730	
					8 旅費	178	
					10 需用費	394	
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金		15,547		13 使用料及び 賃借料	9,996	

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 文化振興費	2,636,558	8,159	2,644,717	特定財源	676	2 給料	1,341	◎職員給与費	7,483
				その他	676	3 職員手当等	6,215	◎文化施設整備基金費	676
				一般財源	7,483	4 共済費	△73		
						24 積立金	676		
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金		676			
4 美術館費	318,672	12,334	331,006	一般財源	12,334	2 給料	199	◎職員給与費	3,884
						3 職員手当等	2,049	◎美術館費	8,450
						4 共済費	1,636		
						10 需用費	8,450		
計	4,937,836	91,916	5,029,752	特定財源	16,223				
				国・県	15,547				
				その他	676				
				一般財源	75,693				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振興費	1,883,133	24,896	1,908,029	特定財源 64	1 報酬	96	◎職員給与費 $\Delta 1,664$
				その他 64	2 給料	366	◎体育施設整備基金費 64
				一般財源 24,832	3 職員手当等	$\Delta 3,232$	◎体育館費 7,892
					4 共済費	1,106	◎運動場費 4,802
				特定財源の内訳	10 需用費	13,834	◎屋内水泳場費 12,662
				(他) こおりやま応援寄附金 64	16 公有財産購入費	12,662	◎スポーツ広場費 1,140
					24 積立金	64	
計	1,883,133	24,896	1,908,029	特定財源 64 その他 64 一般財源 24,832			

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 公立学校施設災害復旧費	256,100	0	256,100	特定財源 $\Delta 7,606$ 国・県 $\Delta 80,906$ 市債 73,300 一般財源 7,606			◎令和4年発生災害復旧費 0

10款 教育費

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 公立学校施設災害復旧費	特定財源の内訳						
				(国) 公立学校施設災害復旧費国庫負担金	△80,906		
				(市債) 公立学校施設災害復旧事業債	73,300		
計	1,408,684	0	1,408,684	特定財源	△7,606		
				国・県	△80,906		
				市債	73,300		
				一般財源	7,606		

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	8,028,957	6,292	8,035,249	一般財源	6,292	22 償還金利子及び割引料	◎本年度償還元金 6,292
2 利子	286,970	△3,738	283,232	一般財源	△3,738	22 償還金利子及び割引料	◎本年度償還利子 △3,738
計	8,315,927	2,554	8,318,481	一般財源	2,554		

11款 災害復旧費

12款 公債費

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	496,319	△4,065	492,254	一般財源	△4,065		
計	496,319	△4,065	492,254	一般財源	△4,065		

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	10,879 (3.20)	13,001	57,876	4,808	62,684	
	議 員	37	267,876		85,721 (3.20)		353,597	85,781	439,378	
	その他の 特別職	5,305	211,456	17,100	5,472 (3.20)		234,028	3,063	237,091	
	計	5,345	479,332	51,096	102,072 (3.20)	13,001	645,501	93,652	739,153	
補 正 前	長 等	3		33,996	10,879 (3.20)	13,001	57,876	4,808	62,684	
	議 員	37	267,876		85,721 (3.20)		353,597	85,781	439,378	
	その他の 特別職	5,290	211,986	17,100	5,472 (3.20)		234,558	3,063	237,621	
	計	5,330	479,862	51,096	102,072 (3.20)	13,001	646,031	93,652	739,683	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	15	△ 530	0	0 (0.00)		△ 530	0	△ 530	
	計	15	△ 530	0	0 (0.00)	0	△ 530	0	△ 530	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2,030) 1,889	2,277,768	7,734,607	5,787,383	15,799,758	2,933,504	18,733,262	
補正前	(2,045) 1,890	2,290,833	7,729,974	5,739,538	15,760,345	2,927,860	18,688,205	
比較	(△15) △1	△13,065	4,633	47,845	39,413	5,644	45,057	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補正後	188,044	168,820	128,067	31,194	762,087	36,219	100
	補正前	188,100	167,862	129,071	30,063	745,706	36,002	100
	比較	△56	958	△1,004	1,131	16,381	217	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補正後	1,989,148	1,254,524	130	2,450	283,379	6,904	65
	補正前	1,964,966	1,249,977	130	3,916	281,107	9,889	65
	比較	24,182	4,547	0	△1,466	2,272	△2,985	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補正後	22,319			547	913,386		
	補正前	17,631			547	914,406		
	比較	4,688			0	△1,020		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(15) 1,770		7,226,283	5,322,718	12,549,001	2,421,323	14,970,324
補 正 前	(30) 1,771		7,221,650	5,275,870	12,497,520	2,415,542	14,913,062
比 較	(△ 15) △ 1		4,633	46,848	51,481	5,781	57,262

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	188,044	148,391	128,067	30,116	760,701	36,022	100
	補 正 前	188,100	147,439	129,071	28,985	744,374	36,002	100
	比 較	△ 56	952	△ 1,004	1,131	16,327	20	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,547,841	1,254,524	130	2,450	283,379	6,904	65
	補 正 前	1,524,131	1,249,977	130	3,916	281,107	9,889	65
	比 較	23,710	4,547	0	△ 1,466	2,272	△ 2,985	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	22,319			547	913,118		
	補 正 前	17,631			547	914,406		
	比 較	4,688			0	△ 1,288		

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(2,015) 119	2,277,768	508,324	464,665	3,250,757	512,181	3,762,938
補 正 前	(2,015) 119	2,290,833	508,324	463,668	3,262,825	512,318	3,775,143
比 較	(0) 0	△ 13,065	0	997	△ 12,068	△ 137	△ 12,205

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,429		1,078	1,386	197	
	補 正 前		20,423		1,078	1,332	0	
	比 較		6		0	54	197	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	441,307						
	補 正 前	440,835						
	比 較	472						
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					268		
	補 正 前					0		
	比 較					268		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
給 料	4,633	給与改定に伴う増減分	7,808		給与改定の状況 給料の単純引上率 0.10% 給与改定実施時期 令和4年4月
		その他の増減分	△ 3,175		
職 員 手 当	47,845	制度改正に伴う増減分	89,672	期末手当	
				48,160	
				勤勉手当	
				41,512	
		その他の増減分	△ 41,827		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	技能労務職	教育職	医療職
令和4年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	329,649	336,029	437,381	487,600
	平均給与月額 (円)	388,979	366,780	461,511	606,600
	平均年齢 (歳)	43.02	56.01	51.06	39.05
令和4年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	330,436	349,672	437,418	492,150
	平均給与月額 (円)	386,498	376,094	516,046	910,788
	平均年齢 (歳)	43.01	55.03	51.05	50.07

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	技能労務職 (円)	医療職 (円)	国の制度	
				行政職 (円)	医療職 (円)
高校卒	162,400	156,300	-	154,600	-
大学卒	196,100	-	(大学6卒) 266,300	185,200	(大学6卒) 253,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能労務職			教育職			医療職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 11月1日現在	1級	() 108	() 6.7	1級	()	() 0.0	1級	()	() 0.0	1級	()	() 0.0
	2級	(4) 201	(40.0) 12.5	2級	(5) 34	(100.0) 25.2	2級	() 4	() 14.8	2級	()	() 0.0
	3級	(6) 510	(60.0) 31.7	3級	() 101	() 74.8	特2級	() 1	() 3.7	3級	()	() 0.0
	4級	() 408	() 25.3			0.0	3級	() 12	() 44.5	4級	() 1	() 100.0
	5級	() 264	() 16.4			0.0	4級	() 10	() 37.0			0.0
	6級	() 75	() 4.7			0.0			0.0			0.0
	7級	() 26	() 1.6			0.0			0.0			0.0
	8級	() 18	() 1.1			0.0			0.0			0.0
	計	(10) 1,610	(100.0) 100.0	計	(5) 135	(100.0) 100.0	計	() 27	() 100.0	計	() 1	() 100.0
令和4年 1月1日現在	1級	() 112	() 7.0	1級	()	() 0.0	1級	()	() 0.0	1級	()	() 0.0
	2級	(3) 219	(30.0) 13.7	2級	(12) 22	(100.0) 16.1	2級	() 4	() 14.3	2級	() 1	() 50.0
	3級	(7) 488	(70.0) 30.5	3級	() 115	() 83.9	特2級	() 1	() 3.6	3級	()	() 0.0
	4級	() 400	() 25.0			0.0	3級	() 13	() 46.4	4級	() 1	() 50.0
	5級	() 264	() 16.5			0.0	4級	() 10	() 35.7			0.0
	6級	() 82	() 5.1			0.0			0.0			0.0
	7級	() 20	() 1.2			0.0			0.0			0.0
	8級	() 16	() 1.0			0.0			0.0			0.0
	計	(10) 1,601	(100.0) 100.0	計	(12) 137	(100.0) 100.0	計	() 28	() 100.0	計	() 2	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職	主 事 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 技 査	係 長	課長補佐	課 長	部 次 長	部 長

エ 昇 給

区 分		合 計	行政職	技能労務職	教育職	医療職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	1,692	1,563	101	27	1	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,371	1,295	61	14	1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1	1			
		2 号 給 (人)	27	27			
		3 号 給 (人)	4	4			
		4 号 給 (人)	1,086	1,020	51	14	1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)	108	108			
		7 号 給 (人)					
8 号 給 (人)	145	135	10				
比 率 (B) / (A) (%)	81.0	82.9	60.4	51.9	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1,715	1,582	103	28	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,444	1,360	62	21	1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)					
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)					
		4 号 給 (人)	1,284	1,211	51	21	1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)	69	69			
		7 号 給 (人)					
8 号 給 (人)	91	80	11				
比 率 (B) / (A) (%)	84.2	86.0	60.2	75.0	50.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.125	2.225	4.35		
補 正 前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.125	2.125	4.25		
国 の 制 度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職員	行政職	技能労務職	教育職	医療職
給料総額に対する比率 (%)	0.3	0.3	0.6	0.0	17.2
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	14.1	12.7	32.6	0.0	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当 社会福祉職員の手当 税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当				

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容	
		本 市	国
扶養手当	同		
住居手当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通勤手当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし50,000円を超える場合は50,000円にその超える額の1/2の額を加算した額 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 37,000円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 55,000円 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 31,600円

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
運營業務委託料 (令和4年度分)	400,178			令和4年度 令和5年度	400,178				400,178
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	46,864			令和4年度 令和5年度	46,864			937	45,927
機械警備業務委託料 (令和4年度分)	6,930			令和4年度 令和5年度	6,930	2,764		3,224	942
清掃業務委託料 (令和4年度分)	1,126			令和4年度 令和5年度	1,126				1,126
受付案内業務委託料 (令和4年度分)	40,595			令和4年度 令和5年度	40,595				40,595
人事給与・庶務事務システム業務委託料 (令和4年度分)	644			令和4年度 令和5年度	644				644
こおりやま広域圏地域体験ツアー業務委託料 (令和4年度分)	9,862			令和4年度 令和5年度	9,862				9,862
情報政策推進システム賃借料 (令和4年度分)	55,458			令和4年度 令和7年度	55,458				55,458
情報システム運營業務委託料 (令和4年度分)	266,992			令和4年度 令和5年度	266,992				266,992

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
文書管理・財務会計システム 業務委託料(令和4年度分)	4,290			令和4年度 令和5年度	4,290				4,290
電子入札システム運営事業 (令和4年度分)	23,808			令和4年度 令和5年度	23,808			4,515	19,293
市民公益活動総合補償保険制度 保険料(令和4年度分)	3,000			令和4年度 令和5年度	3,000				3,000
市民活動サポートセンター業 務委託料(令和4年度分)	48,942			令和4年度 令和7年度	48,942				48,942
地方税ポータルシステム業務 委託料(令和4年度分)	12,012			令和4年度 令和5年度	12,012				12,012
固定資産税データ入力業務委 託料(令和4年度分)	6,534			令和4年度 令和5年度	6,534				6,534
住民異動情報等入力業務委託 料(令和4年度分)	25,187			令和4年度 令和5年度	25,187			25,187	
マイナンバーカード交付申請 等業務委託料(令和4年度 分)	214,665			令和4年度 令和5年度	214,665	214,665			
保健福祉情報システム業務委 託料(令和4年度分)	33,203			令和4年度 令和5年度	33,203				33,203
国民年金システム業務委託料 (令和4年度分)	3,258			令和4年度 令和5年度	3,258	3,258			
第58回郡山市こどもまつり負 担金	6,691			令和4年度 令和5年度	6,691				6,691

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
こども総合支援センターファミリー広場等業務委託料(令和4年度分)	90,534			令和4年度 令和7年度	90,534	23,808			66,726
ファミリーサポートセンター業務委託料(令和4年度分)	28,089			令和4年度 令和7年度	28,089	15,198			12,891
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料(令和4年度分)	9,996			令和4年度 令和5年度	9,996				9,996
大気常時監視システム賃借料(令和4年度分)	3,960			令和4年度 令和5年度	3,960				3,960
一般廃棄物収集運搬業務委託料(令和4年度分)	921,000			令和4年度 令和5年度	921,000				921,000
要援護者ごみ戸別収集業務委託料(令和4年度分)	80,000			令和4年度 令和5年度	80,000				80,000
ため池監視システム使用料(令和4年度分)	1,584			令和4年度 令和5年度	1,584				1,584
創業・事業引継ぎ支援情報発信業務委託料(令和4年度分)	742			令和4年度 令和5年度	742	371			371
農福商工連携推進ウェブサイト運営管理業務委託料(令和4年度分)	861			令和4年度 令和5年度	861				861
特定計量器定期検査等業務委託料(令和4年度分)	13,914			令和4年度 令和5年度	13,914			2,290	11,624
第59回郡山うねめまつり負担金	26,500			令和4年度 令和5年度	26,500				26,500

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
観光地仮設トイレ賃借料 (令和4年度分)	527			令和4年度 令和5年度	527				527
フィルムコミッションウェブサイト運営管理業務委託料 (令和4年度分)	3,087			令和4年度 令和7年度	3,087	771			2,316
道路維持補修業務委託料 (令和4年度分)	210,000			令和4年度 令和5年度	210,000				210,000
道路維持補修工事 (令和4年度分)	80,000			令和4年度 令和5年度	80,000				80,000
水路側溝整備工事 (令和4年度分)	120,000			令和4年度 令和5年度	120,000		120,000		
地下道自家用発電装置改修工事	31,000			令和4年度 令和5年度	31,000		31,000		
郡山カルチャーパーク自動券売機賃借料 (令和4年度分)	9,885			令和4年度 令和9年度	9,885				9,885
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料 (令和4年度分)	30,769			令和4年度 令和5年度	30,769				30,769
防災情報伝達システム運営事業 (令和4年度分)	15,854			令和4年度 令和5年度	15,854				15,854
総合防災支援情報収集事業 (令和4年度分)	7,502			令和4年度 令和5年度	7,502				7,502
緊急避難情報配信サービス使用料	106			令和4年度 令和5年度	106				106

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
学校用務員業務委託料（令和4年度分）	774,978			令和4年度 令和7年度	774,978				774,978
スクールバス運行業務委託料（令和4年度分）	76,797			令和4年度 令和5年度	76,797	11,672			65,125
学校給食放射性物質検査業務委託料（令和4年度分）	72,454			令和4年度 令和5年度	72,454				72,454
学校給食調理業務委託料（令和4年度分）	9,821			令和4年度 令和5年度	9,821				9,821
教育用タブレット端末管理ソフトウェア等導入業務委託料（令和4年度分）	16,226			令和4年度 令和8年度	16,226				16,226
ICT支援員業務委託料（令和4年度分）	42,240			令和4年度 令和5年度	42,240				42,240

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額			
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正後の額		
1 普通債	29,982,347	33,081,323	補正前の額	9,922,200	3,167,855	補正前の額	39,835,668	
			補正額	△ 12,600		補正額	△ 12,600	
			補正後の額	9,909,600		補正後の額	39,823,068	
(6) 土木	9,627,930	11,218,608	補正前の額	2,073,900	995,079	補正前の額	12,297,429	
			補正額	△ 12,600		補正額	△ 12,600	
			補正後の額	2,061,300		補正後の額	12,284,829	
2 災害復旧債	3,316,124	4,322,513	補正前の額	1,306,300	42,440	補正前の額	5,586,373	
			補正額	73,300		補正額	73,300	
			補正後の額	1,379,600		補正後の額	5,659,673	
(7) 文教	218,620	1,032,587	補正前の額	1,218,500	6,637	補正前の額	2,244,450	
			補正額	73,300		補正額	73,300	
			補正後の額	1,291,800		補正後の額	2,317,750	
3 その他	48,348,563	49,935,588	2,698,700		補正前の額	4,818,662	補正前の額	47,815,626
					補正額	6,292	補正額	△ 6,292
					補正後の額	4,824,954	補正後の額	47,809,334
(2) 臨時財政対策	46,828,170	48,591,721	2,698,700		補正前の額	4,653,534	補正前の額	46,636,887
					補正額	6,292	補正額	△ 6,292
					補正後の額	4,659,826	補正後の額	46,630,595
合 計	81,647,034	87,339,424	補正前の額	13,927,200	補正前の額	8,028,957	補正前の額	93,237,667
			補正額	60,700	補正額	6,292	補正額	54,408
			補正後の額	13,987,900	補正後の額	8,035,249	補正後の額	93,292,075

一般会計

令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,260,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		19,828,776	2,622	19,831,398
	1 県補助金	19,828,776	2,622	19,831,398
5 繰入金		3,661,034	1,850	3,662,884
	1 他会計繰入金	2,627,546	1,850	2,629,396
歳入	合計	29,255,844	4,472	29,260,316

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		666,488	2,015	668,503
	1 総務管理費	588,877	2,015	590,892
2 保険給付費		19,658,549	2,457	19,661,006
	6 傷病手当金	1,386	2,457	3,843
歳 出	合 計	29,255,844	4,472	29,260,316

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 37,075

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	4,868,654	0	4,868,654
2 国庫支出金	2,026	0	2,026
3 県支出金	19,828,776	2,622	19,831,398
4 財産収入	55	0	55
5 繰入金	3,661,034	1,850	3,662,884
6 繰越金	801,726	0	801,726
7 諸収入	93,573	0	93,573
歳入合計	29,255,844	4,472	29,260,316

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	666,488	2,015	668,503	165		1,850	
2 保険給付費	19,658,549	2,457	19,661,006	2,457			
3 国民健康保険事業費納付金	7,495,884	0	7,495,884				
4 保健事業費	375,249	0	375,249				
5 基金積立金	801,783	0	801,783				
6 諸支出金	54,796	0	54,796				
7 予備費	203,095	0	203,095				
歳出合計	29,255,844	4,472	29,260,316	2,622		1,850	

2 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,818,100	2,622	19,820,722	2 特別交付金	2,622	特別調整県交付金 2,622
計	19,828,776	2,622	19,831,398			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,627,546	1,850	2,629,396	3 職員給与費等繰入金	1,850	職員給与費等繰入金 1,850
計	2,627,546	1,850	2,629,396			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	564,979	2,015	566,994	特定財源	2,015	2 給料	△155	◎職員給与費 1,850 ◎一般管理事務費 165
				国・県	165	3 職員手当等	2,800	
				その他	1,850	4 共済費	△795	
						18 負担金補助及び交付金	165	
				特定財源の内訳				
(県) 特別調整県交付金		165						
(他) 職員給与費等繰入金		1,850						
計	588,877	2,015	590,892	特定財源	2,015			
				国・県	165			
				その他	1,850			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 傷病手当金	1,386	2,457	3,843	特定財源	2,457	18 負担金補助及び交付金	2,457	◎傷病手当金支給費 2,457
				国・県	2,457			
特定財源の内訳								
(県) 特別調整県交付金		2,457						

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,386	2,457	3,843	特定財源 国・県	2,457 2,457		

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(44) 44	45,424	173,759	117,260	336,443	68,138	404,581	
補 正 前	(44) 44	45,424	173,914	114,460	333,798	68,933	402,731	
比 較	(0) 0	0	△ 155	2,800	2,645	△ 795	1,850	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	5,059	3,348	3,039	1,160	23,124		
	補 正 前	4,584	3,532	3,599	1,150	20,939		
	比 較	475	△ 184	△ 560	10	2,185		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	46,792	30,551			4,011		
	補 正 前	45,810	30,509			4,161		
	比 較	982	42			△ 150		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	176						
	補 正 前	176						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 44		173,759	108,481	282,240	58,801	341,041	
補 正 前	() 44		173,914	105,681	279,595	59,596	339,191	
比 較	() 0		△ 155	2,800	2,645	△ 795	1,850	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	5,059	3,348	3,039	1,160	23,124		
	補 正 前	4,584	3,532	3,599	1,150	20,939		
	比 較	475	△ 184	△ 560	10	2,185		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	38,013	30,551			4,011		
	補 正 前	37,031	30,509			4,161		
	比 較	982	42			△ 150		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	176						
	補 正 前	176						
	比 較	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 155	給与改定に伴う増減分	295	
		その他の増減分	△ 450	
職 員 手 当	2,800	制度改正に伴う増減分	1,464	期末手当 756 勤勉手当 708
		その他の増減分	1,336	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	332,460
	平均給与月額 (円)	407,290
	平均年齢 (歳)	42.08
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,557
	平均給与月額 (円)	374,844
	平均年齢 (歳)	42.01

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 3	() 7.0
	2 級	() 6	() 14.0
	3 級	() 11	() 25.6
	4 級	() 17	() 39.5
	5 級	() 4	() 9.3
	6 級	() 2	() 4.6
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 43	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 9.1
	2 級	() 6	() 13.6
	3 級	() 16	() 36.3
	4 級	() 12	() 27.3
	5 級	() 4	() 9.1
	6 級	() 1	() 2.3
	7 級	() 1	() 2.3
	8 級	()	()
	計	() 44	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	36	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	28
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	5
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	3	
比 率 (B) / (A) (%)	81.8		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	40	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	37
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	90.9		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.6
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	48.8
代表的な特殊勤務手当の名称	税務職員及び税外 収入徴収事務従事 職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
国民健康保険システム業務委託料 (令和4年度分)	37,075			令和4年度 令和5年度	37,075			37,075	

令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,798,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		812,428	7,503	819,931
	1 他会計繰入金	812,428	7,503	819,931
歳 入	合 計	3,790,866	7,503	3,798,369

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,773	7,503	108,276
	1 総務管理費	82,718	7,503	90,221
歳出	合計	3,790,866	7,503	3,798,369

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,935,428	0	2,935,428
2 繰入金	812,428	7,503	819,931
3 繰越金	21,014	0	21,014
4 諸収入	21,996	0	21,996
歳入合計	3,790,866	7,503	3,798,369

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	100,773	7,503	108,276			7,503	
2 広域連合納付金	3,671,725	0	3,671,725				
3 保健事業費	7,718	0	7,718				
4 諸支出金	10,650	0	10,650				
歳出合計	3,790,866	7,503	3,798,369			7,503	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	812,428	7,503	819,931	2 職員給与費等繰入金	7,503	職員給与費等繰入金 7,503
計	812,428	7,503	819,931			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	82,718	7,503	90,221	特定財源	7,503	2 給料	3,364	◎職員給与費 7,503
				その他	7,503	3 職員手当等	2,437	
						4 共済費	1,702	
				特定財源の内訳 (他)職員給与費等繰入金		7,503		
計	82,718	7,503	90,221	特定財源	7,503			
				その他	7,503			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(16) 8	5,849	31,762	24,098	61,709	12,531	74,240	
補 正 前	(16) 8	5,849	28,398	21,661	55,908	10,829	66,737	
比 較	(0) 0	0	3,364	2,437	5,801	1,702	7,503	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	357	528	960		8,553		
	補 正 前	120	646	960		8,003		
	比 較	237	△ 118	0		550		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	8,082	5,591			0		
	補 正 前	6,707	4,606			592		
	比 較	1,375	985			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	27						
	補 正 前	27						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 8		31,762	22,957	54,719	11,316	66,035	
補 正 前	() 8		28,398	20,520	48,918	9,614	58,532	
比 較	() 0		3,364	2,437	5,801	1,702	7,503	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	357	528	960		8,553		
	補 正 前	120	646	960		8,003		
	比 較	237	△ 118	0		550		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	6,941	5,591			0		
	補 正 前	5,566	4,606			592		
	比 較	1,375	985			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	27						
	補 正 前	27						
	比 較	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	3,364	給与改定に伴う増減分	43	
		その他の増減分	3,321	
職 員 手 当	2,437	制度改正に伴う増減分	293	期末手当 149
		その他の増減分	2,144	勤勉手当 144

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	330,400
	平均給与月額 (円)	438,516
	平均年齢 (歳)	42.07
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	317,200
	平均給与月額 (円)	372,018
	平均年齢 (歳)	41.04

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 12.5
	3 級	() 3	() 37.5
	4 級	() 4	() 50.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 8	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 12.5
	2 級	() 1	() 12.5
	3 級	() 3	() 37.5
	4 級	() 2	() 25.0
	5 級	() 1	() 12.5
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 8	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	8	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	7	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	85.7		

令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,586,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		5,893,145	10,683	5,903,828
	1 国庫負担金	4,465,571	7,890	4,473,461
	2 国庫補助金	1,427,574	2,793	1,430,367
3 支払基金交付金		6,845,420	10,651	6,856,071
	1 支払基金交付金	6,845,420	10,651	6,856,071
4 県支出金		3,718,432	5,558	3,723,990
	1 県負担金	3,482,072	4,931	3,487,003
	2 県補助金	236,360	627	236,987
6 繰入金		4,695,527	4,424	4,699,951
	1 一般会計繰入金	4,246,219	△5,836	4,240,383
	2 基金繰入金	449,308	10,260	459,568
歳 入	合 計	27,555,247	31,316	27,586,563

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		696,264	△11,394	684,870
	1 総務管理費	395,364	△11,394	383,970
2 保険給付費		24,454,289	39,450	24,493,739
	1 介護サービス等諸費	23,103,527	0	23,103,527
	2 高額介護サービス等費	566,067	39,000	605,067
	4 その他の諸費	24,149	450	24,599
3 地域支援事業費		1,539,934	3,260	1,543,194
	1 地域支援事業費	1,536,552	3,260	1,539,812
歳 出	合 計	27,555,247	31,316	27,586,563

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 416,011

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	5,589,162	0	5,589,162
2 国庫支出金	5,893,145	10,683	5,903,828
3 支払基金交付金	6,845,420	10,651	6,856,071
4 県支出金	3,718,432	5,558	3,723,990
5 財産収入	416	0	416
6 繰入金	4,695,527	4,424	4,699,951
7 繰越金	812,603	0	812,603
8 諸収入	542	0	542
歳入合計	27,555,247	31,316	27,586,563

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	696,264	△11,394	684,870			△11,394	
2 保険給付費	24,454,289	39,450	24,493,739	14,359		25,842	△751
3 地域支援事業費	1,539,934	3,260	1,543,194	1,882		627	751
4 基金積立金	333,132	0	333,132				
5 諸支出金	501,628	0	501,628				
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	27,555,247	31,316	27,586,563	16,241		15,075	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	4,465,571	7,890	4,473,461	1 現年度分介護給付費負担金	7,890	現年度分介護給付費国庫負担金 7,890
計	4,465,571	7,890	4,473,461			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	916,512	1,538	918,050	1 現年度分調整交付金	1,538	現年度分調整交付金 1,538
2 地域支援事業交付金	426,536	1,255	427,791	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	1,255	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 1,255
計	1,427,574	2,793	1,430,367			

介護保険特別会計

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	6,602,658	10,651	6,613,309	1 現年度分介護給付費交付金	10,651	現年度分介護給付費交付金 10,651
計	6,845,420	10,651	6,856,071			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	3,482,072	4,931	3,487,003	1 現年度分介護給付費負担金	4,931	現年度分介護給付費県負担金 4,931
計	3,482,072	4,931	3,487,003			

介護保険特別会計

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	235,746	627	236,373	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	627	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 627
計	236,360	627	236,987			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	3,056,786	4,931	3,061,717	1 現年度分介護給付費繰入金	4,931	現年度分介護給付費繰入金 4,931
2 地域支援事業繰入金	235,746	627	236,373	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	627	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 627
3 その他一般会計繰入金	953,687	△ 11,394	942,293	1 職員給与費等繰入金	△ 11,394	職員給与費等繰入金 △ 11,394
計	4,246,219	△ 5,836	4,240,383			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付費準備基金繰入金	449,308	10,260	459,568	1 介護保険給付費準備基金繰入金	10,260	介護保険給付費準備基金繰入金 10,260
計	449,308	10,260	459,568			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	395,364	△11,394	383,970	特定財源	△11,394	2 給料	△4,771	◎職員給与費 △11,394
				その他	△11,394	3 職員手当等	△4,711	
						4 共済費	△1,912	
				特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金		△11,394		
計	395,364	△11,394	383,970	特定財源 その他	△11,394 △11,394			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 介護サービス 諸費	22,582,164	0	22,582,164	特定財源	751			◎居宅介護サービス給 付費 0
				その他	751			
				一般財源	△751			
特定財源の内訳 (他) 介護保険給付費準備基金繰入金			751					
計	23,103,527	0	23,103,527	特定財源 その他 一般財源	751 751 △751			

介護保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 高額介護サービス費	566,067	39,000	605,067	特定財源	39,000	18 負担金補助 及び交付金	39,000	◎高額介護サービス費 39,000
				国・県 その他	14,196 24,804			
特定財源の内訳								
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金	7,800			
				(国) 現年度分調整交付金	1,521			
				(県) 現年度分介護給付費県負担金	4,875			
				(他) 現年度分介護給付費交付金	10,530			
				(他) 現年度分介護給付費繰入金	4,875			
				(他) 介護保険給付費準備基金繰入金	9,399			
計	566,067	39,000	605,067	特定財源	39,000			
				国・県	14,196			
				その他	24,804			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 その他の諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 審査支払手数料	24,149	450	24,599	特定財源	450	11 役務費	450	◎介護給付費審査支払手数料	450
				国・県	163				
				その他	287				
	特定財源の内訳								
				(国) 現年度分介護給付費国庫負担金	90				
				(国) 現年度分調整交付金	17				
				(県) 現年度分介護給付費県負担金	56				
				(他) 現年度分介護給付費交付金	121				
				(他) 現年度分介護給付費繰入金	56				
				(他) 介護保険給付費準備基金繰入金	110				
計	24,149	450	24,599	特定財源	450				
				国・県	163				
				その他	287				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 包括的支援事業・任意事業費	640,816	3,260	644,076	特定財源	2,509	2 給料	937	◎職員給与費 3,260
				国・県	1,882	3 職員手当等	1,733	
				その他	627	4 共済費	590	
				一般財源	751			
特定財源の内訳								
				(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	1,255			
				(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金	627			
				(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	627			
計	1,536,552	3,260	1,539,812	特定財源	2,509			
				国・県	1,882			
				その他	627			
				一般財源	751			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(29) 44	38,451	170,760	110,627	319,838	65,721	385,559	
補 正 前	(29) 45	38,451	174,594	113,605	326,650	67,043	393,693	
比 較	(0) △ 1	0	△ 3,834	△ 2,978	△ 6,812	△ 1,322	△ 8,134	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	3,752	3,324	2,728	91	24,199		
	補 正 前	3,510	3,523	3,696	74	23,535		
	比 較	242	△ 199	△ 968	17	664		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	43,970	29,573			2,745		
	補 正 前	44,375	30,326			4,372		
	比 較	△ 405	△ 753			△ 1,627		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	245						
	補 正 前	194						
	比 較	51						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				計 (千円)
補 正 後	() 44		170,760	103,299	274,059	57,646	331,705	
補 正 前	() 45		174,594	106,277	280,871	58,968	339,839	
比 較	() △ 1		△ 3,834	△ 2,978	△ 6,812	△ 1,322	△ 8,134	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	3,752	3,324	2,728	91	24,199		
	補 正 前	3,510	3,523	3,696	74	23,535		
	比 較	242	△ 199	△ 968	17	664		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	36,642	29,573			2,745		
	補 正 前	37,047	30,326			4,372		
	比 較	△ 405	△ 753			△ 1,627		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	245						
	補 正 前	194						
	比 較	51						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 3,834	給与改定に伴う増減分	313	
		その他の増減分	△ 4,147	
職 員 手 当	△ 2,978	制度改正に伴う増減分	2,077	期末手当 1,076
		その他の増減分	△ 5,055	勤勉手当 1,001

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	323,039
	平均給与月額 (円)	376,007
	平均年齢 (歳)	41.07
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	322,893
	平均給与月額 (円)	372,023
	平均年齢 (歳)	41.08

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 4	() 9.1
	2 級	() 7	() 15.9
	3 級	() 13	() 29.5
	4 級	() 15	() 34.1
	5 級	() 4	() 9.1
	6 級	() 1	() 2.3
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 44	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 5	() 11.1
	2 級	() 6	() 13.3
	3 級	() 14	() 31.1
	4 級	() 13	() 28.9
	5 級	() 6	() 13.3
	6 級	() 1	() 2.3
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 45	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	40	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	33
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	2
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	4	
比 率 (B) / (A) (%)	90.9		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	45	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	41	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	39
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	91.1		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	2.2
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症予防作業等 従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
地域包括支援センター業務委託料 (令和4年度分)	416,011			令和4年度 令和5年度	416,011	275,056		80,083	60,872

令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ961千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		376,144	△961	375,183
	1 一般会計繰入金	376,144	△961	375,183
歳 入	合 計	1,240,392	△961	1,239,431

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		1,165,967	△961	1,165,006
	1 土地区画整理事業費	1,165,967	△961	1,165,006
歳 出	合 計	1,240,392	△961	1,239,431

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	47,253	0	47,253
2 使用料及び手数料	1,794	0	1,794
3 国庫支出金	235,000	0	235,000
4 繰入金	376,144	△961	375,183
5 諸収入	1	0	1
6 市債	580,200	0	580,200
歳入合計	1,240,392	△961	1,239,431

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1,165,967	△961	1,165,006			△961	
2 公債費	74,425	0	74,425				
歳出合計	1,240,392	△961	1,239,431			△961	

2 歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	376,144	△ 961	375,183	1 一般会計繰入金	△ 961	一般会計繰入金 △ 961
計	376,144	△ 961	375,183			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 事業費	1,165,967	△961	1,165,006	特定財源	△961	2 給料	△672	◎職員給与費	△961
						3 職員手当等	△125		
						4 共済費	△164		
						特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金	△961		
計	1,165,967	△961	1,165,006	特定財源	△961				
				その他	△961				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 5		21,329	12,803	34,132	7,407	41,539	
補 正 前	() 5		22,001	12,928	34,929	7,571	42,500	
比 較	() 0		△ 672	△ 125	△ 797	△ 164	△ 961	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	894	578	62	1	2,780		
	補 正 前	1,014	658	0	1	2,593		
	比 較	△ 120	△ 80	62	0	187		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	4,750	3,738					
	補 正 前	4,813	3,849					
	比 較	△ 63	△ 111					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 672	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 672	
職 員 手 当	△ 125	制度改正に伴う増減分	194	期末手当 99 勤勉手当 95
		その他の増減分	△ 319	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和4年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	355,480
	平均給与月額 (円)	420,503
	平均年齢 (歳)	45.06
令和4年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	363,140
	平均給与月額 (円)	391,000
	平均年齢 (歳)	44.10

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 2	() 40.0
	4 級	() 3	() 60.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 20.0
	4 級	() 4	() 80.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

令和4年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ218,511千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,493千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		207,000	△105,000	102,000
	1 国庫補助金	207,000	△105,000	102,000
4 繰入金		428,056	△19,011	409,045
	1 一般会計繰入金	428,056	△19,011	409,045
6 市債		286,800	△94,500	192,300
	1 市債	286,800	△94,500	192,300
歳入	合計	964,004	△218,511	745,493

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		926,870	△218,511	708,359
	1 土地区画整理事業費	926,870	△218,511	708,359
歳 出	合 計	964,004	△218,511	745,493

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 286,800		%		千円 192,300		%	
合 計	286,800				192,300			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	42,000	0	42,000
2 使用料及び手数料	147	0	147
3 国庫支出金	207,000	△105,000	102,000
4 繰入金	428,056	△19,011	409,045
5 諸収入	1	0	1
6 市債	286,800	△94,500	192,300
歳入合計	964,004	△218,511	745,493

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	926,870	△218,511	708,359	△105,000	△94,500	△19,011	
2 公債費	37,134	0	37,134				
歳出合計	964,004	△218,511	745,493	△105,000	△94,500	△19,011	

2 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	207,000	△ 105,000	102,000	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 105,000	社会資本整備総合交付金 △ 105,000
計	207,000	△ 105,000	102,000			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	428,056	△ 19,011	409,045	1 一般会計繰入金	△ 19,011	一般会計繰入金 △ 19,011
計	428,056	△ 19,011	409,045			

(款) 6 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	286,800	△ 94,500	192,300	1 土地区画整理事業債	△ 94,500	都市計画事業債 △ 94,500
計	286,800	△ 94,500	192,300			

徳定土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	926,870	△218,511	708,359	特定財源	△218,511	2 給料	△4,859	◎職員給与費 △8,511 ◎土地区画整理事業費 △210,000 ○土地区画整理事業費★ △210,000
				国・県	△105,000	3 職員手当等	△2,134	
				市債	△94,500	4 共済費	△1,518	
				その他	△19,011	14 工事請負費	△66,000	
						21 補償補填及び賠償金	△144,000	
	特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金	△105,000			
				(市債) 都市計画事業債	△94,500			
				(他) 一般会計繰入金	△19,011			
計	926,870	△218,511	708,359	特定財源	△218,511			
				国・県	△105,000			
				市債	△94,500			
				その他	△19,011			

徳定土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 4		17,625	11,170	28,795	6,269	35,064	
補 正 前	() 5		22,484	13,304	35,788	7,787	43,575	
比 較	() △ 1		△ 4,859	△ 2,134	△ 6,993	△ 1,518	△ 8,511	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	913	329	336	1	2,400		
	補 正 前	1,218	383	336	1	2,400		
	比 較	△ 305	△ 54	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	4,022	3,169					
	補 正 前	4,997	3,969					
	比 較	△ 975	△ 800					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 4,859	給与改定に伴う増減分	43	
		その他の増減分	△ 4,902	
職 員 手 当	△ 2,134	制度改正に伴う増減分	101	期末手当 52 勤勉手当 49
		その他の増減分	△ 2,235	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	367,175
	平均給与月額 (円)	489,424
	平均年齢 (歳)	49.04
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	372,560
	平均給与月額 (円)	415,910
	平均年齢 (歳)	48.05

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 25.0
	4 級	() 3	() 75.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 4	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 20.0
	4 級	() 4	() 80.0
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 5	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	75.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	849,470	1,458,187	補正前の額	286,800	32,844	補正前の額	1,712,143
			補正額	△ 94,500		補正額	△ 94,500
			補正後の額	192,300		補正後の額	1,617,643
合 計	849,470	1,458,187	補正前の額	286,800	32,844	補正前の額	1,712,143
			補正額	△ 94,500		補正額	△ 94,500
			補正後の額	192,300		補正後の額	1,617,643

令和4年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		122,787	599	123,386
	1 一般会計繰入金	122,787	599	123,386
5 市債		113,500	△100	113,400
	1 市債	113,500	△100	113,400
歳 入	合 計	364,975	499	365,474

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		354,378	499	354,877
	1 土地区画整理事業費	354,378	499	354,877
歳 出	合 計	364,975	499	365,474

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 113,500		%		千円 113,400		%	
合 計	113,500				113,400			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2,587	0	2,587
2 国庫支出金	126,100	0	126,100
3 繰入金	122,787	599	123,386
4 諸収入	1	0	1
5 市債	113,500	△100	113,400
歳入合計	364,975	499	365,474

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	354,378	499	354,877		△100	599	
2 公債費	10,597	0	10,597				
歳出合計	364,975	499	365,474		△100	599	

2 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	122,787	599	123,386	1 一般会計繰入金	599	一般会計繰入金 599
計	122,787	599	123,386			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	113,500	△ 100	113,400	1 土地区画整理事業債	△ 100	都市計画事業債 △ 100
計	113,500	△ 100	113,400			

大町土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 事業費	354,378	499	354,877	特定財源	499	2 給料	123	◎職員給与費	538	
				市債	△100	3 職員手当等	184	◎土地区画整理事業費	△39	
				その他	599	4 共済費	231	○土地区画整理事業費★	△39	
				特定財源の内訳			12 委託料	△39		
				(市債) 都市計画事業債	△100					
(他) 一般会計繰入金	599									
計	354,378	499	354,877	特定財源	499					
				市債	△100					
				その他	599					

大町土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 3		10,290	6,892	17,182	3,663	20,845	
補 正 前	() 3		10,167	6,708	16,875	3,432	20,307	
比 較	() 0		123	184	307	231	538	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	516	48	297	1	1,952		
	補 正 前	516	48	297	1	1,952		
	比 較	0	0	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,281	1,797					
	補 正 前	2,169	1,725					
	比 較	112	72					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	123	給与改定に伴う増減分	43	
		その他の増減分	80	
職 員 手 当	184	制度改正に伴う増減分	101	期末手当 52 勤勉手当 49
		その他の増減分	83	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	284,633
	平均給与月額 (円)	387,484
	平均年齢 (歳)	33.10
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	279,133
	平均給与月額 (円)	324,672
	平均年齢 (歳)	33.01

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 33.3
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 33.3
	4 級	() 1	() 33.4
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	() 1	() 33.3
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 33.3
	4 級	() 1	() 33.4
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	33.3
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	620,763	1,262,813	補正前の額	113,500	5,850	補正前の額	1,370,463
			補正額	△ 100		補正額	△ 100
			補正後の額	113,400		補正後の額	1,370,363
合 計	620,763	1,262,813	補正前の額	113,500	5,850	補正前の額	1,370,463
			補正額	△ 100		補正額	△ 100
			補正後の額	113,400		補正後の額	1,370,363

令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 338

予 算 に 関 す る 説 明 書

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	338			令和4年度 令和5年度	338			338	

令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）

令和4年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,177,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		530,716	5,810	536,526
	1 一般会計繰入金	530,716	5,810	536,526
3 諸収入		102,224	29,062	131,286
	1 雑入	102,224	29,062	131,286
歳 入	合 計	1,142,974	34,872	1,177,846

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		318,226	34,872	353,098
	1 総務管理費	300,956	34,872	335,828
歳出	合計	1,142,974	34,872	1,177,846

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	264,534	0	264,534
2 繰入金	530,716	5,810	536,526
3 諸収入	102,224	29,062	131,286
4 市債	245,500	0	245,500
歳入合計	1,142,974	34,872	1,177,846

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	318,226	34,872	353,098			34,872	
2 公債費	824,748	0	824,748				
歳出合計	1,142,974	34,872	1,177,846			34,872	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	530,716	5,810	536,526	1 一般会計繰入金	5,810	一般会計繰入金 5,810
計	530,716	5,810	536,526			

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	102,224	29,062	131,286	1 雑入	29,062	私用光熱水料 29,062
計	102,224	29,062	131,286			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 一般管理費	300,956	34,872	335,828	特定財源	34,872	2 給料	△953	◎職員給与費 △1,454 ◎管理事務費 36,326
				その他	34,872	3 職員手当等	△253	
						4 共済費	△248	
						10 需用費	36,326	
	特定財源の内訳							
				(他) 一般会計繰入金	5,810			
				(他) 私用光熱水料	29,062			
計	300,956	34,872	335,828	特定財源	34,872			
				その他	34,872			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6) 6	9,614	26,836	18,802	55,252	11,477	66,729	
補 正 前	(6) 6	9,614	27,789	19,055	56,458	11,725	68,183	
比 較	(0) 0	0	△ 953	△ 253	△ 1,206	△ 248	△ 1,454	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,231	459	140		829	325	
	補 正 前	978	490	645		829	325	
	比 較	253	△ 31	△ 505		0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	8,469	5,230			2,006		
	補 正 前	8,074	5,004			2,597		
	比 較	395	226			△ 591		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	113						
	補 正 前	113						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 6		26,836	16,919	43,755	9,424	53,179	
補 正 前	() 6		27,789	17,172	44,961	9,672	54,633	
比 較	() 0		△ 953	△ 253	△ 1,206	△ 248	△ 1,454	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,231	459	140		829	325	
	補 正 前	978	490	645		829	325	
	比 較	253	△ 31	△ 505		0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	6,586	5,230			2,006		
	補 正 前	6,191	5,004			2,597		
	比 較	395	226			△ 591		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	113						
	補 正 前	113						
	比 較	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 953	給与改定に伴う増減分	5	
		その他の増減分	△ 958	
職 員 手 当	△ 253	制度改正に伴う増減分	1,145	期末手当 623 勤勉手当 522
		その他の増減分	△ 1,398	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	381,433
	平均給与月額 (円)	432,200
	平均年齢 (歳)	49.10
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	383,633
	平均給与月額 (円)	453,432
	平均年齢 (歳)	49.03

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 16.7
	4 級	() 2	() 33.3
	5 級	() 2	() 33.3
	6 級	() 1	() 16.7
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 6	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	()	()
	3 級	() 1	() 16.6
	4 級	() 1	() 16.7
	5 級	() 3	() 50.0
	6 級	() 1	() 16.7
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 6	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	6
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	6
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		152,743	△4,861	147,882
	1 総務管理費	152,743	△4,861	147,882
3 予備費		513,046	4,861	517,907
	1 予備費	513,046	4,861	517,907
歳出	合計	666,162	0	666,162

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 2,535

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	103,961	0	103,961
2 繰越金	562,116	0	562,116
3 諸収入	85	0	85
歳入合計	666,162	0	666,162

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	373	0	373				
2 総務費	152,743	△4,861	147,882				△4,861
3 予備費	513,046	4,861	517,907				4,861
歳出合計	666,162	0	666,162				

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	90,579	△4,861	85,718	一般財源 △4,861	2 給料	△3,133	◎職員給与費 △4,861
					3 職員手当等	△783	
					4 共済費	△945	
計	152,743	△4,861	147,882	一般財源 △4,861			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	513,046	4,861	517,907	一般財源 4,861			
計	513,046	4,861	517,907	一般財源 4,861			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6) 2	10,070	5,774	4,150	19,994	3,717	23,711	
補 正 前	(6) 3	10,070	8,907	4,933	23,910	4,662	28,572	
比 較	(0) △ 1	0	△ 3,133	△ 783	△ 3,916	△ 945	△ 4,861	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		269			613	55	
	補 正 前		430			613	55	
	比 較		△ 161			0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,598	485					130
	補 正 前	2,929	776					130
	比 較	△ 331	△ 291					0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 2		5,774	2,220	7,994	1,657	9,651	
補 正 前	() 3		8,907	3,003	11,910	2,602	14,512	
比 較	() △ 1		△ 3,133	△ 783	△ 3,916	△ 945	△ 4,861	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		269			613	55	
	補 正 前		430			613	55	
	比 較		△ 161			0	0	
手 当 の	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	668	485					130
	補 正 前	999	776					130
	比 較	△ 331	△ 291					0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 3,133	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 3,133	
職 員 手 当	△ 783	制度改正に伴う増減分	25	期末手当
		その他の増減分	△ 808	25

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 4 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	240,550
	平均給与月額 (円)	249,000
	平均年齢 (歳)	61.09
令 和 4 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	247,400
	平均給与月額 (円)	274,367
	平均年齢 (歳)	61.06

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 50.0
	3 級	() 1	() 50.0
	4 級	()	()
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 2	() 100.0
令 和 4 年 1 月 1 日 現 在	1 級	()	()
	2 級	() 1	() 33.3
	3 級	() 2	() 66.7
	4 級	()	()
	5 級	()	()
	6 級	()	()
	7 級	()	()
	8 級	()	()
	計	() 3	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	2,535			令和4年度 令和5年度	2,535			2,535	

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度郡山市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「5,071,135千円」を「5,071,912千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収		入	
第1款 水道事業	収益	8,611,486千円	15,490千円	8,626,976千円
第3項 特別	利益	1千円	15,490千円	15,491千円
	支		出	
第1款 水道事業	費用	7,328,381千円	14,233千円	7,342,614千円
第1項 営業	費用	6,901,048千円	14,233千円	6,915,281千円

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,892,132千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額460,656千円、当年度分損益勘定留保資金289,885千円及び建設改良積立金5,141,591千円で補てんするものとする。）。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支		出	
第1款 資本的	支出	6,269,808千円	777千円	6,270,585千円
第1項 建設改良	費	5,197,979千円	777千円	5,198,756千円

第5条 予算第4条の2本文中、未収金の金額「13,464千円」を「1千円」に、未払金の金額「13,879千円」を「6,531千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「748,844千円」を「763,854千円」に改める。

第7条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配給水業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 230,749
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	135,951
電算処理入力等業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	34,848
配給水施設等修繕費 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	30,000
浄水施設用薬品調達費 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	73,972
施設拡張改良工事 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	17,000

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、一般会計への退職手当負担金支出見込額39,246千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額4,431千円を合わせた額43,677千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

(5) 郡山市中田簡易水道事業の統合

令和4年4月から、郡山市中田簡易水道事業の資産、負債等を全て引き継いで財務諸表等を作成している。

(6) 郡山市工業用水道事業の統合

令和4年4月から、郡山市工業用水道事業の資産、負債等を全て引き継いで財務諸表等を作成している。

なお、令和3年度郡山市工業用水道事業会計決算における資産合計額409,150千円と負債合計額18,415千円の差額390,735千円については、郡山市と協議により支出等を行うため、流動負債（預り金）として引き継いでいる。

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業収益			15,490	
	3 特別利益		15,490	
		2 その他特別利益		15,490

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考	
1 水道事業費用			14,233		
	1 営業費用		14,233		
		1 原水及び浄水費		7,082	職員給与費を補正
		2 配水及び給水費		△ 13,294	職員給与費を補正
		3 業務費		1,312	職員給与費を補正
		4 総係費		19,133	職員給与費を補正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的支出			777	
	1 建設改良費		777	
		1 施設拡張改良費		777

令和4年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	1,016,645
減価償却費	3,022,786
固定資産除却費	50,719
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 266
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	5,905
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,858
長期前受金戻入額	△ 395,484
受取利息及び受取配当金	1,341
支払利息	136,432
未収金の増減額 (△は増加)	△ 14,221
未払金の増減額 (△は減少)	491,477
前払金の増減額 (△は増加)	782,280
預り金の増減額 (△は減少)	△ 390,734
小計	4,698,022
利息及び配当金の受取額	△ 1,341
利息の支払額	△ 136,432
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,560,249

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 6,944,726
	有形固定資産の売却による収入	1,819
	短期貸付金の回収による収入	376,000
	工事負担金による収入	402,483
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,164,424
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 1,071,829
	他会計からの出資による収入	23,767
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,048,062
	資金増加額(又は減少額)	△ 2,652,237
	資金期首残高	11,351,832
	資金期末残高	8,699,595

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14 (20)	316	307,798	237,849	545,963	100,303	646,266
	支 弁 職 員	()		60,270	37,274	97,544	20,044	117,588
	資 本 勘 定	()						
合 計	14 (20)	316	368,068	275,123	643,507	120,347	763,854	
補 正 前	損 益 勘 定	14 (22)	316	317,636	211,705	529,657	102,376	632,033
	支 弁 職 員	()		61,172	35,785	96,957	19,854	116,811
	資 本 勘 定	()						
合 計	14 (22)	316	378,808	247,490	626,614	122,230	748,844	
比 較	損 益 勘 定	0 (△ 2)	0	△ 9,838	26,144	16,306	△ 2,073	14,233
	支 弁 職 員	()		△ 902	1,489	587	190	777
	資 本 勘 定	()						
合 計	0 (△ 2)	0	△ 10,740	27,633	16,893	△ 1,883	15,010	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,249	7,921	7,920	717	42,775	2,054	
	補 正 前	11,514	7,344	7,603	717	41,287	2,053	
	比 較	735	577	317	0	1,488	1	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	81,174	57,638		12,357	736		49,582
補 正 前	82,193	58,164		12,460	736		23,419	
比 較	△ 1,019	△ 526		△ 103	0		26,163	

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勤 定	14	(0)	316	279,157	230,555	510,028	94,086	604,114
	支 弁 職 員		(66)						
	資 本 勤 定		(14)		60,270	37,274	97,544	20,044	117,588
	合 計	14	(80)	316	339,427	267,829	607,572	114,130	721,702
補 正 前	損 益 勤 定	14	(2)	316	288,995	204,411	493,722	96,159	589,881
	支 弁 職 員		(65)						
	資 本 勤 定		(14)		61,172	35,785	96,957	19,854	116,811
	合 計	14	(79)	316	350,167	240,196	590,679	116,013	706,692
比 較	損 益 勤 定	0	(△ 2)	0	△ 9,838	26,144	16,306	△ 2,073	14,233
	支 弁 職 員		(1)						
	資 本 勤 定		(0)		△ 902	1,489	587	190	777
	合 計	0	(△ 2)	0	△ 10,740	27,633	16,893	△ 1,883	15,010

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	12,249	6,328	7,920	705	42,695	2,054	
	補 正 前	11,514	5,751	7,603	705	41,207	2,053	
	比 較	735	577	317	0	1,488	1	
区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
補 正 後	75,565	57,638		12,357	736		49,582	
補 正 前	76,584	58,164		12,460	736		23,419	
比 較	△ 1,019	△ 526		△ 103	0		26,163	

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 10,740	給与改定に伴う増減分	334		給与改定の状況 給料の単純引上率 0.10% 給与改定実施時期 令和4年4月
		その他の増減分	△ 11,074		
手 当	27,633	制度改正に伴う増減分	3,772	期末手当 1,937 勤勉手当 1,835	
		その他の増減分	23,861		

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和4年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	347,300
	平均給与月額 (円)	417,866
	平均年齢 (歳)	45.10
令和4年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	347,564
	平均給与月額 (円)	408,247
	平均年齢 (歳)	45.11

(2) 初任給

区分	事務・技術 (円)	一般会計の制度
		行政職 (円)
高校卒	162,400	162,400
大学卒	196,100	196,100

(3) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 11月1日現在	1級	() 1	() 1.3
	2級	() 9	() 11.7
	3級	() 23	() 29.9
	4級	() 26	() 33.7
	5級	() 13	() 16.9
	6級	() 4	() 5.2
	7級	() 1	() 1.3
	8級	()	()
	計	() 77	() 100.0
令和4年 1月1日現在	1級	() 1	() 1.3
	2級	(1) 10	(50.0) 13.0
	3級	(1) 23	(50.0) 29.9
	4級	() 25	() 32.4
	5級	() 14	() 18.2
	6級	() 3	() 3.9
	7級	() 1	() 1.3
	8級	()	()
	計	(2) 77	(100.0) 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
事 務 技 術	主 事 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 技 査	係 長	課長補佐	課 長	次 長	局 長

(4) 昇 給

区 分		事 務 ・ 技 術		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	77		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	59		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)	1	
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	49	
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)	4	
		7 号 給 (人)		
8 号 給 (人)	5			
比 率 (B) / (A) (%)	76.6			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	79		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	57		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)		
		3 号 給 (人)		
		4 号 給 (人)	53	
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)	3	
		7 号 給 (人)		
8 号 給 (人)	1			
比 率 (B) / (A) (%)	72.2			

(5) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.2
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	28.8
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出動手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.125	2.225	4.35		
補 正 前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.125	2.125	4.25		
一 般 会 計 の 制 度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.125	2.225	4.35		

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	そ の 他
配給水業務委託料 (令和4年度分)	230,749			令和4年度 令和5年度	230,749	230,749		
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	135,951			令和4年度 令和5年度	135,951	135,951		
電算処理入力等業務委託料 (令和4年度分)	34,848			令和4年度 令和5年度	34,848	34,848		
配給水施設等修繕費 (令和4年度分)	30,000			令和4年度 令和5年度	30,000	30,000		
浄水施設用薬品調達費 (令和4年度分)	73,972			令和4年度 令和5年度	73,972	73,972		
施設拡張改良工事 (令和4年度分)	17,000			令和4年度 令和5年度	17,000		17,000	

令和4年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				1,273,119	
	ロ 建 物			6,003,245		
	ハ 構 造 物	価 償 却 累 計		△ 3,872,287	2,130,958	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計		△ 59,616,641	56,535,856	
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計		△ 12,093,225	2,716,469	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計		△ 64,320	10,546	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計		△ 295	15	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計		△ 190,403	96,399	
	有 形 固 定 資 産 合 計				1,254,898	64,018,260
(2)	無 形 固 定 資 産					
	イ 水 利				4,265	
	ロ 地 上				29	
	ハ ダ ム 使 用				7,358,402	
	ニ 電 話 加 入				4,855	
	無 形 固 定 資 産 合 計					7,367,551
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
	イ 出 資				2,467	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					2,467
	固 定 資 産 合 計					71,388,278

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		8,699,595	
(2)	未		収	金	407,397		
	貸	倒	引	金	<u>△ 13,466</u>	393,931	
(3)	貯		蔵	品		41,389	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			9,134,916
	資	資	産	計			<u>80,523,194</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	債	5,222,196		
	企	業	債	計		5,222,196	
(2)	引	職	給	引	710,352		
	口	修	繕	引	<u>1,194,613</u>		
	引	当	金	計		<u>1,904,965</u>	
	固	定	負	債			7,127,161
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	債	911,174		
	企	業	債	計		911,174	
(2)	未		払	金		1,542,457	
(3)	引		当	金			
	イ	賞	与	引	<u>53,134</u>		
	引	当	金	計		53,134	
(4)	預		り	計		<u>9,574</u>	
	流	動	負	債			2,516,339
5	繰	延	債	受			
(1)	長	期	前	計		18,247,761	
	収	益	化	合		<u>△ 9,258,116</u>	
	繰	延	債	計			8,989,645
	負		合	計			<u>18,633,145</u>

水道事業会計

資 本 の 部

6	資		本	金				
(1)	資		本	金				
	イ	固	有	資	本			
	口	出		資		346,345		
	ハ	組	入	資	本	12,076,345		
		資	本	金	合	<u>38,822,080</u>		
		資	本	金	合		<u>51,244,770</u>	
								51,244,770
7	剰		余	金				
(1)	資	本	剰	余	金			
	イ	受	贈	財	産	評	価	
		資	本	剰	余	金	合	
						<u>188,986</u>		
							188,986	
(2)	利	益	剰	余	金			
	イ	減	債	積	立			
	口	建	設	改	良	積	立	
	ハ	当	年	度	未	処	分	
		利	益	剰	余	金	合	
						<u>1,957,339</u>		
						<u>2,340,718</u>		
						<u>6,158,236</u>		
							<u>10,456,293</u>	
								<u>10,645,279</u>
								<u>61,890,049</u>
								<u>80,523,194</u>

(参考資料)

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		8,611,486	15,490	8,626,976		
3 特別利益		1	15,490	15,491		
	2 その他特別利益	0	15,490	15,490	その他特別利益	15,490
収益的収入合計		8,611,486	15,490	8,626,976		

収 益 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,328,381	14,233	7,342,614		
1 営業費用		6,901,048	14,233	6,915,281		
	1 原水及び浄水費	1,657,888	7,082	1,664,970	給料	2,423
					手当等	2,512
					賞与引当金繰入額	816
					法定福利費	1,331
	2 配水及び給水費	1,262,848	△ 13,294	1,249,554	給料	△ 8,354
					手当等	△ 2,355
					賞与引当金繰入額	△ 730
					法定福利費	△ 1,855
	3 業務費	458,274	1,312	459,586	給料	293
					手当等	739
					賞与引当金繰入額	465
					法定福利費	△ 185
	4 総係費	448,511	19,133	467,644	給料	△ 4,200
					手当等	△ 1,014
					賞与引当金繰入額	△ 384
					法定福利費	△ 1,432
					退職給付費	26,163
収益的支出合計		7,328,381	14,233	7,342,614		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		6,269,808	777	6,270,585		
1 建設改良費		5,197,979	777	5,198,756		
	1 施設拡張改良費	5,071,135	777	5,071,912	給料	△ 902
					手当等	1,489
					法定福利費	190
資本的支出合計		6,269,808	777	6,270,585		

令和4年度郡山市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度郡山市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	簡易水道事業収益	227,743千円	△2,174千円	225,569千円
第2項	営業外収益	186,555千円	△2,174千円	184,381千円
		支	出	
第1款	簡易水道事業費用	233,571千円	△2,174千円	231,397千円
第1項	営業費用	209,459千円	△2,174千円	207,285千円

第3条 予算第4条の2本文中、未収金の金額「23,011千円」を「709千円」に、未払金の金額「26,984千円」を「21,576千円」にそれぞれ改める。

第4条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「41,806千円」を「39,632千円」に改める。

第5条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「152,293千円」を「150,119千円」に改める。

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 2,395
電算処理入力等業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	4,139

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和4年度郡山市簡易水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 簡易水道事業収益			△ 2,174	
	2 営業外収益		△ 2,174	
		5 他会計補助金		△ 2,174

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 簡易水道事業費用			△ 2,174	
	1 営業費用		△ 2,174	
		1 原水及び浄水費		△ 2,174

令和4年度郡山市簡易水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	129,573
固定資産除却費	862
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,904
長期前受金戻入額	△ 33,505
支払利息	11,029
未収金の増減額 (△は増加)	△ 19,441
未払金の増減額 (△は減少)	1,668
小計	93,090
利息の支払額	△ 11,029
業務活動によるキャッシュ・フロー	82,061
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 12,762
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,762

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 99,329
他会計からの出資による収入	15,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 84,168

資金増加額(又は減少額) △ 14,869

資金期首残高 20,868

資金期末残高 5,999

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	()		18,280	14,776	33,056	6,576	39,632
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	()	4	18,280	14,776	33,056	6,576	39,632
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	()	4	18,911	15,706	34,617	7,189	41,806
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	()	4	18,911	15,706	34,617	7,189	41,806
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	()	0	△ 631	△ 930	△ 1,561	△ 613	△ 2,174
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	()	0	△ 631	△ 930	△ 1,561	△ 613	△ 2,174

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	1,134	439	1,008	9	2,331		
	補 正 前	1,134	439	1,008	9	2,331		
比 較	0	0	0	0	0	0		
区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
補 正 後	5,463	4,392		0	0			
補 正 前	5,735	4,398		592	60			
比 較	△ 272	△ 6		△ 592	△ 60			

簡易水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 631	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 631	
手 当	△ 930	制度改正に伴う増減分	221	期末手当 112 勤勉手当 109
		その他の増減分	△ 1,151	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	行政職	技能労務職
令和4年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	378,750	
	平均給与月額 (円)	400,075	
	平均年齢 (歳)	48.04	
令和4年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	399,400	296,000
	平均給与月額 (円)	509,500	315,880
	平均年齢 (歳)	52.07	59.05

(2) 級別職員数

区分	行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 11月1日現在	1級	()	()	1級	()	()
	2級	()	()	2級	()	()
	3級	()	()	3級	()	()
	4級	() 4	() 100.0			
	5級	()	()			
	6級	()	()			
	7級	()	()			
	8級	()	()			
	計	() 4	() 100.0	計	()	()
令和4年 1月1日現在	1級	()	()	1級	()	()
	2級	()	()	2級	() 1	() 50.0
	3級	()	()	3級	() 1	() 50.0
	4級	()	()			
	5級	() 1	() 100.0			
	6級	()	()			
	7級	()	()			
	8級	()	()			
	計	() 1	() 100.0	計	() 2	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

(3) 昇給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	4
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	4
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

(4) 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出勤手当

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給 水 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	2,395			令和4年度 令和5年度	2,395	2,395		
電算処理入力等業務委託料 (令和4年度分)	4,139			令和4年度 令和5年度	4,139	4,139		

令和4年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部					
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 土 地					10,979	
	ロ 建 物				15,361		
	ハ 構 築 物	価 償 却 累 計			△ 1,185		14,176
	ニ 機 械 及 び 装 置	価 償 却 累 計			△ 122,485	1,684,791	
	ホ 車 両 運 搬 具	価 償 却 累 計			71,830		
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	価 償 却 累 計			△ 5,888		65,942
	減 価 償 却 累 計				58		
	有 形 固 定 資 産 合 計				0		58
					139		
					△ 15		124
						<u>1,776,070</u>	
							1,776,070
2	流 動 資 産						
(1)	現 金 預 金					5,999	
(2)	未 収 蔵 品					20,150	
(3)	貯 蓄 金					56	
	流 動 資 産 合 計						<u>26,205</u>
							<u>1,802,275</u>

(参考資料) 令和4年度郡山市簡易水道事業会計補正予算明細書
 収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業収益		227,743	△ 2,174	225,569		
2 営業外収益		186,555	△ 2,174	184,381		
	5 他会計補助金	152,293	△ 2,174	150,119	他会計補助金	△ 2,174
収益的収入合計		227,743	△ 2,174	225,569		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業費用		233,571	△ 2,174	231,397		
1 営業費用		209,459	△ 2,174	207,285		
	1 原水及び浄水費	60,232	△ 2,174	58,058	給料	△ 631
					手当等	△ 815
					賞与引当金繰入額	△ 133
					法定福利費	△ 595
収益的支出合計		233,571	△ 2,174	231,397		

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業収益	9,053,797千円	△53,321千円	9,000,476千円
第1項	営業収益	5,622,281千円	△1,425千円	5,620,856千円
第2項	営業外収益	3,431,515千円	△51,896千円	3,379,619千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用	9,000,597千円	△53,321千円	8,947,276千円
第1項	営業費用	8,146,633千円	△53,321千円	8,093,312千円

第3条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,469,962千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額225,221千円、当年度分損益勘定留保資金3,193,890千円及び減債積立金50,851千円で補てんするものとする。）。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入	9,531,786千円	△61,124千円	9,470,662千円
第2項	他会計出資金	2,050,237千円	△61,124千円	1,989,113千円
		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出	12,950,934千円	△10,310千円	12,940,624千円
第1項	建設改良費	7,631,822千円	△10,310千円	7,621,512千円

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 5,374

第5条 予算第10条に定めた(1)職員給与費「731,823千円」を「668,192千円」に改める。

第6条 予算第11条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「125,988千円」を「125,055千円」に改める。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	137,625,206	6,216,741	143,841,947
セグメント負債	101,549,659	4,829,670	106,379,329

下水道事業会計

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業収益			△ 53,321	
	1 営業収益		△ 1,425	
		2 他会計負担金	△ 1,425	雨水処理一般会計負担金を補正
	2 営業外収益		△ 51,896	
		1 他会計負担金	△ 50,963	汚水処理等一般会計負担金を補正
		2 他会計補助金	△ 933	汚水処理等一般会計補助金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業費用			△ 53,321	
	1 営業費用		△ 53,321	
		9 給与費	△ 53,321	職員給与費を補正

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 61,124	
	2 他会計出資金		△ 61,124	
		1 他会計出資金	△ 61,124	一般会計出資金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 10,310	
	1 建設改良費		△ 10,310	
		6 給与費	△ 10,310	職員給与費を補正

令和4年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 172,097
減価償却費	4,421,740
固定資産除却費	59,406
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,744
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 25,149
長期前受金戻入額	△ 1,286,967
支払利息	847,316
未収金の増減額 (△は増加)	△ 132,005
未払金の増減額 (△は減少)	54,242
前払金の増減額 (△は増加)	1,172,140
小計	4,934,882
利息の支払額	△ 847,316
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,087,566

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 9,475,128
無形固定資産の取得による支出	△ 61,021
国庫補助金による収入	3,562,072
受益者負担金分担金による収入	127,043
工事負担金による収入	9,001
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 264,521
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,102,554
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	4,618,300
その他の企業債による収入	522,100
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 4,579,088
その他の企業債の償還による支出	△ 740,024
他会計からの出資による収入	1,989,113
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,810,401
資金増加額（又は減少額）	△ 204,587
資金期首残高	709,865
資金期末残高	505,278

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	13	(12)	316	157,518	145,199	303,033	52,862	355,895
	支 弁 職 員		(31)						
	資 本 勘 定		()		155,830	102,220	258,050	54,247	312,297
	合 計	13	(12)	316	313,348	247,419	561,083	107,109	668,192
補 正 前	損 益 勘 定	13	(12)	316	162,512	191,922	354,750	54,466	409,216
	支 弁 職 員		(32)						
	資 本 勘 定		()		161,971	104,912	266,883	55,724	322,607
	合 計	13	(12)	316	324,483	296,834	621,633	110,190	731,823
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	△ 4,994	△ 46,723	△ 51,717	△ 1,604	△ 53,321
	支 弁 職 員		(△ 1)						
	資 本 勘 定		()		△ 6,141	△ 2,692	△ 8,833	△ 1,477	△ 10,310
	合 計	0	(0)	0	△ 11,135	△ 49,415	△ 60,550	△ 3,081	△ 63,631
			(△ 1)						

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	13,988	7,098	5,799	1,187	36,811	1,010	
		補 正 前	12,775	7,024	4,818	1,187	36,800	1,009	
比 較	1,213	74	981	0	11	1			
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	69,441	52,012		13,965	969		45,139
		補 正 前	70,961	53,379		16,081	969		91,831
比 較	△ 1,520	△ 1,367		△ 2,116	0		△ 46,692		

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勤 定	13	()	316	139,600	140,795	280,711	49,036	329,747
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勤 定		()		155,830	102,220	258,050	54,247	312,297
	合 計	13	()	316	295,430	243,015	538,761	103,283	642,044
補 正 前	損 益 勤 定	13	()	316	144,594	187,518	332,428	50,640	383,068
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勤 定		()		161,971	104,912	266,883	55,724	322,607
	合 計	13	()	316	306,565	292,430	599,311	106,364	705,675
比 較	損 益 勤 定	0	()	0	△ 4,994	△ 46,723	△ 51,717	△ 1,604	△ 53,321
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勤 定		()		△ 6,141	△ 2,692	△ 8,833	△ 1,477	△ 10,310
	合 計	0	()	0	△ 11,135	△ 49,415	△ 60,550	△ 3,081	△ 63,631

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	13,988	6,383	5,799	1,007	36,811	1,010	
		補 正 前	12,775	6,309	4,818	1,007	36,800	1,009	
比 較	1,213	74	981	0	11	1			
区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費		
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
		補 正 後	65,932	52,012		13,965	969	45,139	
		補 正 前	67,452	53,379		16,081	969	91,831	
比 較	△ 1,520	△ 1,367		△ 2,116	0	△ 46,692			

下水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 11,135	給与改定に伴う増減分	140	
		その他の増減分	△ 11,275	
手 当	△ 49,415	制度改正に伴う増減分	3,180	期末手当 1,620 勤勉手当 1,560
		その他の増減分	△ 52,595	

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和4年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	364,435
	平均給与月額 (円)	432,591
	平均年齢 (歳)	47.04
令和4年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	363,167
	平均給与月額 (円)	424,186
	平均年齢 (歳)	47.08

(2) 級別職員数

区 分	事 務 ・ 技 術		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 4 年 11月1日現在	1級	() 1	() 1.5
	2級	()	()
	3級	() 21	() 30.9
	4級	() 26	() 38.2
	5級	() 15	() 22.0
	6級	() 3	() 4.4
	7級	() 1	() 1.5
	8級	() 1	() 1.5
	計	() 68	() 100.0
令 和 4 年 1月1日現在	1級	() 1	() 1.4
	2級	() 2	() 2.9
	3級	() 19	() 27.6
	4級	() 24	() 34.8
	5級	() 16	() 23.2
	6級	() 5	() 7.3
	7級	() 1	() 1.4
	8級	() 1	() 1.4
	計	() 69	() 100.0

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(3) 昇給

区 分		事務・技術	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	68	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	57	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	50
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	5
		7号給 (人)	
	8号給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	83.8		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	69	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	50
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	2
		7号給 (人)	
	8号給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	78.3		

(4) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.3
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	35.8
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当 下水道管理センター勤務職員 の手当

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	5,374			令和4年度 令和5年度	5,374			5,374

令和4年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,717,348	
	ロ 建 物 額	2,289,502		
	減価償却累計額	<u>△ 977,887</u>	1,311,615	
	ハ 構 築 物 額	174,231,343		
	減価償却累計額	<u>△ 48,263,342</u>	125,968,001	
	ニ 機 械 及 び 装 置 額	14,223,460		
	減価償却累計額	<u>△ 9,330,275</u>	4,893,185	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具 額	11,880		
	減価償却累計額	<u>△ 8,881</u>	2,999	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 額	26,996		
	減価償却累計額	<u>△ 13,998</u>	12,998	
	ト 建 設 仮 勘 定 額		389,728	
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>389,728</u>	136,295,874
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,431,486	
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>5,431,486</u>	5,431,486
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>8,384</u>	8,384
	固 定 資 産 合 計			<u>141,735,744</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		505,278	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金		1,632,805	
	貯 流 動 資 産 合 計		<u>△ 35,384</u>	1,597,421
(3)	貯 流 動 資 産 合 計			<u>3,504</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>2,106,203</u>
	資 産 合 計			<u>143,841,947</u>

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		51,314,071			
	ロ その他企業債		3,286,390			
	企業債合計				54,600,461	
4	流動負債					54,600,461
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		4,546,287			
	ロ その他企業債		721,213			
	企業債合計				5,267,500	
(2)	未引当				1,705,192	
(3)	引当					
	イ 賞与引当金		48,120			
	引当金合計				48,120	
(4)	預流				5,789	
	流動負債合計					7,026,601
5	繰上					
(1)	長期繰上				62,938,519	
	繰上				△ 18,186,252	
	繰上合計					44,752,267
	繰上合計					106,379,329

(参考資料)

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,053,797	△ 53,321	9,000,476		
1 営業収益		5,622,281	△ 1,425	5,620,856		
	2 他会計負担金	1,359,545	△ 1,425	1,358,120	他会計負担金	△ 1,425
2 営業外収益		3,431,515	△ 51,896	3,379,619		
	1 他会計負担金	1,921,041	△ 50,963	1,870,078	他会計負担金	△ 50,963
	2 他会計補助金	125,988	△ 933	125,055	他会計補助金	△ 933
収益的収入合計		9,053,797	△ 53,321	9,000,476		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		9,000,597	△ 53,321	8,947,276		
1 営業費用		8,146,633	△ 53,321	8,093,312		
	9 給与費	408,900	△ 53,321	355,579	給料	△ 4,994
					手当等	106
					法定福利費	△ 1,604
					賞与引当金繰入額	△ 137
退職給付費					△ 46,692	
収益的支出合計		9,000,597	△ 53,321	8,947,276		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的收入		9,531,786	△ 61,124	9,470,662		
2 他会計出資金		2,050,237	△ 61,124	1,989,113		
	1 他会計出資金	2,050,237	△ 61,124	1,989,113	他会計出資金	△ 61,124
資本的收入合計		9,531,786	△ 61,124	9,470,662		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本の支出		12,950,934	△ 10,310	12,940,624		
1 建設改良費		7,631,822	△ 10,310	7,621,512		
	6 給与費	322,607	△ 10,310	312,297	給料	△ 6,141
					手当等	△ 2,692
					法定福利費	△ 1,477
資本の支出合計		12,950,934	△ 10,310	12,940,624		

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 農業集落排水事業収益	682,466千円	810千円	683,276千円
第2項 営業外収益	547,908千円	810千円	548,718千円
支 出			
第1款 農業集落排水事業費用	676,213千円	810千円	677,023千円
第1項 営業費用	610,243千円	810千円	611,053千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 （令和4年度分）	令和4年度から 令和5年度まで	千円 4,572

第4条 予算第9条に定めた(1)職員給与費「8,556千円」を「9,366千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「83,491千円」を「84,301千円」に改める。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収入 (単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業収益			810	
	2 営業外収益		810	
		2 他会計補助金		810

支出 (単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業費用			810	
	1 営業費用		810	
		6 給与費		810

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	386,072
固定資産除却費	8,501
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	84
賞与引当金の増減額 (△は減少)	36
長期前受金戻入額	△ 166,711
支払利息	65,796
未収金の増減額 (△は増加)	255,018
未払金の増減額 (△は減少)	128,689
前払金の増減額 (△は増加)	106,770
小計	784,255
利息の支払額	△ 65,796
業務活動によるキャッシュ・フロー	718,459

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 409,076
	国庫補助金による収入	59,401
	特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 909
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 350,584
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入金の返済による支出	△ 376,000
	建設改良費等企業債による収入	245,900
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 392,876
	他会計からの出資による収入	169,245
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 353,731
	資金増加額(又は減少額)	14,144
	資金期首残高	431
	資金期末残高	14,575

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	() 1		4,638	3,300	7,938	1,428	9,366
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	() 1		4,638	3,300	7,938	1,428	9,366
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	() 1		4,168	3,058	7,226	1,330	8,556
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	() 1		4,168	3,058	7,226	1,330	8,556
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	() 0		470	242	712	98	810
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()						
	合 計	() 0		470	242	712	98	810

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	120	62	336	4	900	62	
	補 正 前	120	62	336	4	900	62	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	1,000	816					
	補 正 前	869	705					
比 較	131	111						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	470	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	470	
手 当	242	制度改正に伴う増減分	52	期末手当 26 勤勉手当 26
		その他の増減分	190	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和4年度分)	4,572			令和4年度 令和5年度	4,572			4,572

令和4年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地						184,706	
	ロ 建 物				477,298			
	ハ 構 築	減 価 却 累 計			△ 157,853		319,445	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			△ 4,586,620		9,943,772	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			2,329,114			
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			△ 1,743,313		585,801	
					91			
					0		91	
					145			
					△ 138		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計						11,033,822	
	流 動 資 産 合 計							11,033,822
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						14,575	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金						153,865	
(3)	貯 流 資 産 合 計						△ 413	
							153,452	
							473	
								168,500
								11,202,322

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本	本	825,063	
	ロ	会	資	資	1,645,342	
	ハ	入	出	本	17,974	
	資	本	資	合		
	資	本	金	合		
						<u>2,488,379</u>
						2,488,379
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	101,156
	ロ	県	補	助		16,590
	ハ	受	益	者	負	担
	ニ	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
						剩
						余
						金
						額
						302
						4
						<u>124,727</u>
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
						分
						利
						益
						剩
						余
						金
						合
						計
						0
						<u>0</u>
						124,727
						<u>2,613,106</u>
						<u>11,202,322</u>

(参考資料) 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業収益		682,466	810	683,276		
2 営業外収益		547,908	810	548,718		
	2 他会計補助金	83,491	810	84,301	他会計補助金	810
収益的収入合計		682,466	810	683,276		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業費用		676,213	810	677,023		
1 営業費用		610,243	810	611,053		
	6 給与費	8,556	810	9,366	給料	470
					手当等	216
					法定福利費	92
					賞与引当金繰入額	32
収益的支出合計		676,213	810	677,023		

(予 算 資 料)

1 令和4年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		148,331,786	2,944,208	151,275,994
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,255,844	4,472	29,260,316
	後期高齢者医療特別会計	3,790,866	7,503	3,798,369
	介護保険特別会計	27,555,247	31,316	27,586,563
	公共用地先行取得事業特別会計	4,838	0	4,838
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	4,006	0	4,006
	富田第二土地区画整理事業特別会計	124,745	0	124,745
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,240,392	△ 961	1,239,431
	徳定土地区画整理事業特別会計	964,004	△ 218,511	745,493
	大町土地区画整理事業特別会計	364,975	499	365,474
	駐車場事業特別会計	97,606	0	97,606
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,509	0	22,509
	総合地方卸売市場特別会計	1,142,974	34,872	1,177,846
	工業団地開発事業特別会計	1,694,896	0	1,694,896
	熱海温泉事業特別会計	666,162	0	666,162
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	32,357	0	32,357
	多田野財産区特別会計	9,222	0	9,222
河内財産区特別会計	15,362	0	15,362	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	900	0	900
	月形財産区特別会計	1,250	0	1,250
	舟津財産区特別会計	26,356	0	26,356
	舘財産区特別会計	24,811	0	24,811
	浜路財産区特別会計	859	0	859
	横沢財産区特別会計	14,700	0	14,700
	中野財産区特別会計	3,676	0	3,676
	後田財産区特別会計	2,681	0	2,681
	水道事業会計	13,598,189	15,010	13,613,199
	簡易水道事業会計	346,936	△ 2,174	344,762
	下水道事業会計	21,951,531	△ 63,631	21,887,900
	農業集落排水事業会計	1,281,573	810	1,282,383
	計	104,239,467	△ 190,795	104,048,672
	合 計	252,571,253	2,753,413	255,324,666

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬		△ 19,424	276	4,021		400		△ 712		1,844					△ 13,595	2,770,695	2,757,100
2 給料	△ 532	783	7,601	△ 8,500	△ 1,514	△ 9,464	6,385	△ 794	△ 5,071	15,739					4,633	7,781,070	7,785,703
3 職員手当等	△ 234	33,821	△ 14,832	31,758	98	△ 8,696	8,169	△ 6,068	△ 2,406	6,235					47,845	5,854,611	5,902,456
4 共済費	1,384	256	△ 4,108	308	362	△ 2,859	△ 1,615	1,159	△ 1,634	12,391					5,644	3,021,512	3,027,156
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		4,452	△ 4,839	△ 387				450							△ 324	744,961	744,637
8 旅費		△ 791	176	433			446	398		712					1,374	246,557	247,931
9 交際費		△ 1,000													△ 1,000	3,888	2,888
10 需用費		59,871	19,107	90,703		563		23,910		229,378					423,532	6,292,521	6,716,053
11 役務費		1,043	5,516	25,196						1,500					33,255	1,096,226	1,129,481
12 委託料		11,575	9,028	224,442			11,000	12,000							268,045	20,720,917	20,988,962
13 使用料及び賃借料		△ 203	△ 932							9,996					8,861	1,867,068	1,875,929
14 工事請負費								△ 21,000							△ 21,000	15,765,527	15,744,527
15 原材料費															0	85,317	85,317
16 公有財産購入費										12,662					12,662	114,692	127,354
17 備品購入費			3,597	289				8,939							12,825	402,555	415,380
18 負担金補助及び交付金		△ 39,508	△ 35,459	△ 158,603		△ 21,461	10,000	△ 5,696	△ 1,230	191,660					△ 60,297	25,140,728	25,080,431
19 扶助費			1,506,010	94,578											1,600,588	25,375,143	26,975,731
20 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
21 補償補填及び賠償金															0	264,720	264,720
22 償還金利子及び割引料			420,934	244,655		7,540						2,554			675,683	8,557,447	9,233,130
23 投資及び出資金								△ 61,124							△ 61,124	2,258,410	2,197,286
24 積立金		8,291	9,329	1,452						1,640					20,712	5,835,409	5,856,121
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	10,257	10,257
27 繰出金			3,517			5,810		△ 19,373							△ 10,046	9,441,210	9,431,164
予備費														△ 4,065	△ 4,065	496,319	492,254
歳出合計	618	59,166	1,924,921	550,345	△ 1,054	△ 28,167	34,385	△ 67,911	△ 10,341	483,757		2,554		△ 4,065	2,944,208	148,331,786	151,275,994

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名	款名														計	補正前の額	合計
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費			
1 人件費	618	△ 31,255	△ 11,063	27,587	△ 1,054	△ 20,619	12,939	△ 6,415	△ 9,111	36,209					△ 2,164	19,572,546	19,570,382
うち職員給	△ 532	783	7,601	△ 8,500	△ 1,514	△ 9,464	6,385	△ 794	△ 5,071	15,739					4,633	7,781,070	7,785,703
2 扶助費		△ 1,105	1,506,010	94,578											1,599,483	32,707,566	34,307,049
3 公債費												2,554			2,554	8,315,927	8,318,481
4 物件費		72,198	30,374	338,784		563	11,446	45,247		241,586					740,198	25,491,596	26,231,794
5 維持補修費			3,153	804											3,957	3,065,772	3,069,729
6 補助費等		11,037	373,011	85,655		△ 13,921		△ 5,246	△ 1,230	191,660					640,966	16,571,495	17,212,461
うち補助交付金			△ 208	△ 157,103		△ 21,951				191,660					12,398	5,078,270	5,090,668
7 積立金		8,291	9,329	1,452						1,640					20,712	5,835,409	5,856,121
8 投資及び出資金								△ 61,124							△ 61,124	2,258,410	2,197,286
9 貸付金															0	4,181,488	4,181,488
10 繰出金			3,517			5,810		△ 19,373							△ 10,046	9,441,210	9,431,164
11 普通建設事業費			10,590	1,485			10,000	△ 21,000		12,662					13,737	17,491,526	17,505,263
(1) 補助事業費			10,590					△ 21,000							△ 10,410	11,588,623	11,578,213
(2) 単独事業費				1,485			10,000			12,662					24,147	5,902,903	5,927,050
12 災害復旧事業費															0	2,902,522	2,902,522
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△ 4,065	△ 4,065	496,319	492,254
歳出合計	618	59,166	1,924,921	550,345	△ 1,054	△ 28,167	34,385	△ 67,911	△ 10,341	483,757		2,554		△ 4,065	2,944,208	148,331,786	151,275,994

4 令和4年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
3 民生費	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	ふれあいピック大会実行委員会負担金	350	△350	0
			社会福祉団体補助金	300	△208	92
			日本高次脳機能障害友の会全国大会開催地負担金	150	△150	0
	3 老人福祉費	1 健康長寿費	敬老会実行委員会負担金	52,060	△43,981	8,079
			3 介護保険事業費	老人福祉施設等整備費補助金	226,600	7,730
		4 児童福祉費	1 こども政策費	市こどもまつり実行委員会負担金	5,667	1,500
4 衛生費	1 保健衛生費	3 保健所保健・感染症費	新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業費補助金	213,061	△153,796	59,265
			4 保健所健康づくり費	こおりやま健康ウォーク実行委員会負担金	1,500	△1,500
				(一社)郡山歯科医師会補助金	200	△200
6 農林水産業費	1 農業費	4 農地費	郡山区域農用地総合整備事業費負担金	2,875	490	3,365
			多面的機能支払交付金事業費補助金	289,985	△22,761	267,224
7 商工費	1 商工費	2 観光物産費	宿泊施設環境整備支援補助金	25,000	10,000	35,000
10 教育費	2 小中学校費	2 学校管理費	学校給食費補助金	763,475	191,660	955,135

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年郡山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u></p> <p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等の中にその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等の中に第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条第5項及び第6項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

行政手続の手数料等に関し、オンラインによる決済を行うため、所要の改正を行う。

郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されないもの又は読み替えて適用するものを含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市の機関等」とは、法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関のうち、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条に規定する財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第5項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 市の機関等は、継続かつ定型化して行う個人情報を取扱う事務（個人情報ファイルを使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始する場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的

(2) 個人情報の収集方法

(3) 個人情報の記録の内容

(4) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(5) その他規則で定める事項

2 市の機関等は、前項の規定により届出をした個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市の機関等は、前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において前2項の規定による届出をすることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、その内容を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市の機関等が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき及び法第87条第1項の規定による閲覧については、手数料を徴収しない。

2 前項の手数は、法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関等が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）を受ける際に納付しなければならない。

3 第1項の手数は、規則で定める方法により納付しなければならない。

4 市の機関等は、開示を請求する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手数料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に掲げる支援給付を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市の機関等が、災害その他特別の理由があると認める者

5 令第28条第4項の規定により法第87条第1項に規定する写しの交付を送付により受けようとする者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

（個人情報保護審議会への諮問）

第6条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、郡山市個人情報保護審議会条例（令和4年郡山市条例第 号）第2条に規定する郡山市個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされる場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11項の規定による郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）第12条第1項、第13

条及び第18条第3項の改正規定並びに別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

(郡山市個人情報保護条例の廃止)

2 郡山市個人情報保護条例(平成6年郡山市条例第5号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(郡山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第12条の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 次に掲げる者に係る旧条例第32条第2項又は第33条第2項の規定による業務の処理に当たって知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた者又は当該業務に従事していた者

(2) この条例の施行前において地方自治法第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理の業務を行う者として旧実施機関から指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)又は指定管理者による公の施設の管理の業務(以下「管理業務」という。)に従事していた者

5 この条例の施行の前日に旧条例第13条、第18条、第19条、第20条又は第20条の2の規定による請求がされた場合における自己情報の開示等については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第7章の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧保有個人情報の処理、施設の管理その他の業務に従事していた者

8 この条例の施行前において管理業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、次の各号のいずれにも該当する旧個人情報をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行前において管理業務上作成し、又は取得していた旧個人情報

(2) この条例の施行前において、管理業務上組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有していた旧個人情報

(3) この条例の施行前において、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者が管理業務上保有していた旧個人情報を含む情報の集合体であり、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成していた旧個人情報(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)

- 9 附則第7項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第8項に規定する者が、管理業務に関して知り得た次の各号のいずれにも該当する旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行前において管理業務上作成し、又は取得していた旧個人情報
- (2) この条例の施行前において、管理業務上組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有していた旧個人情報
(郡山市情報公開条例の一部改正)
- 11 郡山市情報公開条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示請求権者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、死者の相続人、当該死者の死亡時においてその法定代理人であった者その他実施機関が当該死者との関係においてこれらの者と同等の関係を有すると認める者(以下「相続人等」という。)</u>は、<u>実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書のうち当該死者に関する情報であって規則で定めるものに限り、開示を請求することができる。</u></p> <p>(開示請求の手続等)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 前条第2項に規定する者 死者との関係及び当該死者の死亡時における氏名及び住所</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>2 相続人等が開示請求をしようとするときは、実施機関が定めるところ</u></p>	<p>(開示請求権者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(開示請求の手続等)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 ア～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

により、当該相続人等が本人であることを明らかにするとともに、死者との関係を示す書類を提示し、又は提出してしなければならない。

3 (略)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

エ 相続人等から開示請求があった死者に関する情報

(2)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3)・(4) (略)

2 (略)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア～オ (略)

カ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

(6) (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号及び第2号の2に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から29日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面によ

(5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア～オ (略)

(6) (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面によ

り通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(事案の移送)

第13条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下この条において「他の行政機関」という。）により作成されたものであるとき、その他他の行政機関において開示決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関と協議の上、当該他の行政機関に対し、事案を移送することができる。この場合において実施機関は、開示請求者に対し、当該事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(手数料等)

第18条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項本文の公文書の開示を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、手数料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる者のほか、市の機関等が、災害その他特別の理由があると認める者

4・5 (略)

別表 (第18条関係)

区分	単位	手数料
(略)		
直径120mmの光ディスクの場合	ディスク1枚につき	100円

備考

1 公文書の写しの交付に用いる用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。

り通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(手数料等)

第18条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項本文の公文書の開示を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他特に必要があると認められる者

4・5 (略)

別表 (第18条関係)

区分	単位	手数料
(略)		

備考

1 文書の写し等の交付は、日本産業規格A列4番による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。

- 2 用紙の両面に印刷された公文書の写しを交付する場合については、片面を1枚として計算する。
- 3 実施機関以外の者に委託して公文書の写しを作成し、交付する場合における手数料の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 4 この表の区分以外のものの公文書の写しの交付に係る手数料の額は、当該写しの交付に要した費用の額とする。

- 2 用紙の両面に印刷された文書の写し等を交付する場合については、片面を1枚として計算する。
- 3 市長以外の者に委託して文書の写し等を作成し、交付する場合における手数料の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 4 この表の区分以外のものの写し等の交付に係る手数料の額は、当該写し等の交付に要した費用の額とする。

(郡山市債権管理条例の一部改正)

12 郡山市債権管理条例（平成30年郡山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第17条（略）	<p style="text-align: center;">(債務者に関する情報の共有)</p> <p><u>第17条 実施機関（郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、法令の範囲内で当該事務の遂行に必要な限度において、当該債権に関する個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を同一の実施機関内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により利用し、又は収集した個人情報を市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、個人情報の保護の重要性に鑑み、第1項の規定により利用し、又は収集した個人情報を市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u></p> <p>第18条（略）</p>

(郡山市債権管理条例の一部改正に伴う経過措置)

13 この条例の施行の日前に改正前の郡山市債権管理条例第17条第2項及び第3項の規定により、実施機関（同条第1項の実施機関をいう。）に課された義務については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	単位	手数料の額
白黒印刷の場合	用紙1枚につき	10円
カラー印刷の場合	用紙1枚につき	20円
直径120mmの光ディスクの場合	ディスク1枚につき	100円

備考

- 1 法第87条第1項の規定による写し（以下「写し」という。）の交付に用いる用紙は、日本産業規格A列4番によるものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。
- 2 用紙の両面に印刷された写しを交付する場合には、片面を1枚として計算する。
- 3 市の機関等以外の者に委託して写しを作成し、交付する場合における手数料の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 4 この表の区分以外のものの写しの交付に係る手数料の額は、当該写しの交付に要した費用の額とする。

（提 案 要 旨）

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱い等に関し、同法に基づく運用を行うため、郡山市個人情報保護条例の廃止並びに郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び関係条例の改正を行い、併せて規定を整備する。

郡山市個人情報保護審議会条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、郡山市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、市長の附属機関として審議会を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第 号）第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 郡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年郡山市条例第 号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること及び第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 前条各号の規定による諮問をした市の機関等（郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関等をいう。）及び議会をいう。
- (2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報のうち同項ただし書に規定する公文書に係るものをいう。）をいう。

(組織)

第4条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(合議体)

第7条 審議会は、委員の全員をもって構成する合議体で、第2条各号に掲げる事務を行う。

(審議会の審査請求に係る調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による審査請求に係る調査手続)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(行政不服審査法の準用)

第10条 第2条第1号及び第3号の規定による審査請求に係る審議会の調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については、法第106条第2項の規定により読み替えられた規定）の定めるところによる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第12条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、市の機関等及び議会の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定による廃止前の郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号。以下「旧条例」という。）第30条第3項の規定により委嘱された郡山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により施行日に委嘱を受けたものとみなされる委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。
- 4 施行日前に旧条例第27条第1項の規定により旧審議会にされた審査請求に係る諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審議会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審議会により行われたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際旧審議会の委員であった者に係る旧条例第30条第5項の規定により課せられた義務については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

郡山市個人情報保護条例を廃止することに伴い、当該条例に定めている郡山市個人情報保護審議会を新たに設置する必要があるため、条例を制定する

。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の定年等に関する条例(昭和59年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条—第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</p> <p>第5章 雑則(第14条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)別表第2医療職給料表の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）別表第2医療職給料表の適用を受ける職員の定年は、年齢70年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到

来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、郡山市職員の給与に関する条例第9条第1項に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員の職（同条例別表第2医療職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定める

来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

もののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、

当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が

当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用され

る職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

附 則

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年郡山市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条第2項に規定する職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び

給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(郡山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和40年郡山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例第39号)第17条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例第39号)第17条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(</p>

2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。) 、修学部分休業(当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の2 第6条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)には適用しない。

附 則

(定年前再任用短時間勤務職員に対する特例)

3 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に対する第16条の規定の適用については、同条中「人事評価の結果及び勤務の状況」とあるのは、「勤務成績」とする。

2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。) 、修学部分休業(当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第21条の2 第6条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)には適用しない。

附 則

(再任用職員に対する特例)

3 当分の間、再任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条中「人事評価の結果及び勤務の状況」とあるのは、「勤務成績」とする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員の在職期間</u>に応じて支給する。これらの日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて支給する。これらの日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、<u>高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u>、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の在職期間</u>に応じて支給する。これらの日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて支給する。これらの日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護</p>

。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)には、適用しない。

附 則

(定年前再任用短時間勤務職員に対する特例)

3 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に対する第14条の規定の適用については、同条中「12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」とあるのは「12月1日」と、「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「勤務成績」とする。

(郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和58年郡山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(月額で定める手当の支給額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額で定める手当の額は、別表の規定にかかわらず、別表の規定による手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と</p>	<p>(月額で定める手当の支給額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額で定める手当の額は、別表の規定にかかわらず、別表の規定による手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と</p>

をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第22条の2 第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)には、適用しない。

附 則

(再任用職員に対する特例)

3 当分の間、再任用職員に対する第14条の規定の適用については、同条中「12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」とあるのは「12月1日」と、「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「勤務成績」とする。

する。

(郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 郡山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郡山市職員の定年等に関する条例(昭和59年郡山市条例第39号。以下「<u>定年条例</u>」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「<u>給与条例</u>」という。)の規定の適用</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郡山市職員の定年等に関する条例(昭和59年郡山市条例第39号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条各号</u>に掲げる職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「<u>給与条例</u>」という。)の規定の適用</p>

については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
-----	--	--

(育児短時間勤務職員についての郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第13条 育児短時間勤務職員についての郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和58年郡山市条例第5号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)
(略)		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第16条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		
第20条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		

については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第6条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
(略)		

(育児短時間勤務職員についての郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第13条 育児短時間勤務職員についての郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和58年郡山市条例第5号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)
(略)		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第16条第2項	再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		
第20条	再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		

第26条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
-----------	---------------	-----

(任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)

第21条 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)
	(略)	

(部分休業を請求することができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第26条の2第2項	再任用職員	(略)
-----------	-------	-----

(任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)

第21条 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)
	(略)	

(部分休業を請求することができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(部分休業の承認)

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第7条 郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p>

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長が規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長が規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第11条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市長が規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長が規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長が規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第11条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市長が規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例（平成8年郡山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 郡山市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
---	--

(公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例(平成13年郡山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 郡山市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 郡山市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
---	----------------

(郡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 郡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年郡山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(郡山市職員の降給に関する条例の一部改正)

第11条 郡山市職員の降給に関する条例（平成31年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに<u>法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当</p>

合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2) (略)

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)附則第9項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、郡山市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者が同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。

(郡山市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 郡山市職員の再任用に関する条例(平成13年郡山市条例第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。
(勤務延長に関する経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の郡山市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、

該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2) (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の郡山市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下次項、附則第7項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項及び第17項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合（以下次項、附則第16項及び第17項において同じ。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であ

って、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、地方公共団体の組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、地方公共団体の組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢）

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条

に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職)

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢)

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者)

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員)

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前

日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（令和3年改正法に伴う郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）

28 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第9条及び第18条の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。

（令和3年改正法に伴う単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）

29 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。

（令和3年改正法に伴う育児短時間勤務職員に係る60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額等の特例）

30 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）附則第9項の規定の適用については、同項中「¹とする」とあるのは、「¹に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（令和3年改正法に伴う郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）

31 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（令和3年改正法に伴う外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の経過措置）

32 第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法

附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

33 附則第2項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の規定を適用する。

(令和3年改正法に伴う公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の経過措置)

34 第9条の規定による改正後の公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

35 附則第2項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第9条の規定による改正後の公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(提 案 要 旨)

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等により、関係条例について所要の改正を行う。

郡山市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、給料の特別調整額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年郡山市条例第32号）第11条第1項から第6項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び郡山市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年郡山市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び郡山市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

定年退職前の職員の多様な働き方を可能とするため、高齢者部分休業の制度を設ける。

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とし、「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従っ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従っ</p>

て定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～6 (略)

附 則

(再任用職員に対する特例)

9 (略)

10 当分の間、再任用職員に対する第23条第2項及び第24条の規定の適用については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従って定める」とあるのは「定める」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

て定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～6 (略)

附 則

(再任用職員に対する特例)

9 (略)

10 当分の間、再任用職員に対する第23条第2項及び第24条の規定の適用については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の97.5を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従って定める」とあるのは「定める」とする。

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	153,300	202,700	238,300	270,900	296,300	326,400	371,500	418,300
	2	154,400	204,500	239,900	272,900	298,600	328,700	374,200	420,800
	3	155,600	206,300	241,500	274,400	300,800	331,000	376,800	423,300
	4	156,700	207,900	243,100	276,100	303,000	333,300	379,500	425,900
	5	157,900	209,500	244,600	277,900	304,900	335,500	381,600	427,800
	6	159,100	211,300	246,100	279,900	307,200	337,600	384,200	430,100
	7	160,200	212,800	247,600	281,900	309,200	339,900	386,700	432,400
	8	161,300	214,500	249,200	283,800	310,900	342,100	389,300	434,600
	9	162,400	216,100	250,800	285,700	313,000	344,200	391,700	436,600
	10	163,700	217,900	252,200	287,700	315,300	346,400	394,400	438,700
	11	165,000	219,600	253,700	289,800	317,600	348,500	397,100	440,800
	12	166,400	221,300	255,000	291,800	319,900	350,700	399,800	442,900
	13	167,700	222,800	256,300	293,700	322,000	352,700	402,400	444,900
	14	169,100	224,700	257,700	295,700	324,100	354,700	404,700	446,800
	15	170,400	226,400	259,000	297,600	326,300	356,800	407,000	448,800
	16	171,900	228,000	260,400	299,100	328,500	359,000	409,400	450,800
	17	173,200	229,800	261,700	301,000	330,600	360,900	411,300	452,800
	18	174,600	231,500	263,500	303,100	332,700	362,900	413,300	454,600
	19	176,000	233,200	264,800	305,300	334,800	364,900	415,200	456,400
	20	177,400	234,700	266,300	307,400	336,900	366,900	417,100	458,200
	21	178,900	236,200	267,800	309,300	338,900	368,700	419,000	460,000
	22	181,400	237,800	269,600	311,400	341,000	370,700	420,800	461,500
	23	184,000	239,300	271,400	313,500	343,100	372,600	422,700	463,000

24	186,600	240,800	273,100	315,600	345,200	374,600	424,600	464,500
25	189,500	242,300	274,800	317,400	346,800	376,600	426,500	466,000
26	191,100	243,800	276,500	319,500	348,800	378,600	428,000	467,300
27	192,900	245,200	278,400	321,600	350,800	380,600	429,600	468,600
28	194,600	246,300	280,200	323,700	352,800	382,700	431,200	469,700
29	196,100	247,400	281,900	325,600	354,400	384,400	432,900	470,800
30	197,700	248,500	283,600	327,700	356,300	386,200	434,200	471,700
31	199,500	249,600	285,500	329,800	358,200	388,000	435,500	472,500
32	201,000	250,700	287,200	331,900	360,000	389,800	436,800	473,200
33	202,600	252,000	288,800	333,500	362,000	391,400	438,000	473,900
34	204,100	253,300	290,600	335,500	363,800	392,800	439,300	474,700
35	205,500	254,200	292,200	337,600	365,600	394,300	440,700	475,400
36	206,700	255,000	293,800	339,700	367,500	395,900	442,000	476,100
37	208,000	255,900	295,500	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600
38	209,400	257,300	297,300	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200
39	210,400	258,700	299,100	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800
40	211,600	260,100	300,900	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500
41	213,100	261,300	302,700	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100
42	214,300	262,600	304,400	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500
43	215,600	264,000	306,100	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800
44	216,800	265,200	307,800	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300
45	217,900	266,200	309,400	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800
46	219,200	267,500	311,100	358,300	379,400	407,300	450,000	
47	220,500	268,900	312,800	359,800	380,300	408,000	450,500	
48	221,700	270,000	314,500	361,300	381,200	408,600	451,200	
49	222,900	271,100	315,700	362,800	382,200	409,200	451,700	
50	224,000	272,300	317,200	363,700	383,000	409,800	452,100	
51	225,000	273,400	318,800	364,800	383,700	410,400	452,500	

52	226,100	274,700	320,500	365,800	384,600	411,000	452,900
53	227,200	275,800	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400
54	228,200	276,900	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800
55	228,900	278,100	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100
56	229,800	279,200	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400
57	230,600	280,300	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700
58	231,400	281,400	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100
59	232,200	282,500	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400
60	232,900	283,500	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600
61	233,400	284,500	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900
62	234,300	285,500	333,600	373,900	391,000	414,100	
63	235,100	286,500	334,400	374,600	391,600	414,400	
64	235,900	287,500	335,200	375,300	392,200	414,700	
65	236,700	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000	
66	237,600	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300	
67	238,100	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500	
68	238,600	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800	
69	239,200	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100	
70	239,900	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400	
71	240,600	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700	
72	241,200	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900	
73	241,800	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100	
74	242,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400	
75	243,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700	
76	243,600	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900	
77	244,100	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100	
78	244,700	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600	
79	245,500	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100	

80	246,000	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600
81	246,600	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000
82	247,300	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300
83	247,900	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900
84	248,600	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600
85	249,200	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100
86	249,800	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400
87	250,400	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000
88	250,900	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700
89	251,600	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100
90	252,100	300,600	349,400	389,200	403,400	
91	252,500	301,000	349,900	389,700	403,800	
92	253,000	301,300	350,300	390,100	404,400	
93	253,300	301,500	350,500	390,300	404,900	
94		301,800	350,900	390,600	405,500	
95		302,200	351,400	391,000	406,200	
96		302,600	351,800	391,400	406,900	
97		302,800	351,900	391,700	407,400	
98		303,100	352,400	392,200	408,000	
99		303,400	352,700	392,600	408,700	
100		303,800	353,100	393,000	409,400	
101		304,000	353,500	393,300	409,900	
102		304,400	353,900			
103		304,800	354,300			
104		305,100	354,600			
105		305,300	355,100			
106		305,600	355,500			
107		306,000	355,900			

	108		306,300	356,300					
	109		306,500	356,700					
	110		306,900	357,000					
	111		307,300	357,400					
	112		307,600	357,700					
	113		307,700	358,200					
	114		308,100						
	115		308,300						
	116		308,700						
	117		308,900						
	118		309,100						
	119		309,400						
	120		309,600						
	121		309,900						
	122		310,200						
	123		310,500						
	124		310,800						
	125		311,100						
再任用職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	256,300	342,200	405,100	478,400
	2	258,800	345,200	408,000	480,700

3	261,300	348,000	410,700	483,000
4	263,800	351,000	413,500	485,300
5	266,300	353,900	416,100	487,600
6	270,100	357,000	418,500	489,800
7	274,000	360,200	420,600	492,000
8	277,800	363,000	422,600	494,200
9	281,400	365,700	425,000	496,300
10	285,400	368,400	427,600	498,400
11	289,500	371,200	430,200	500,500
12	293,500	373,900	432,900	502,600
13	297,300	376,900	435,500	504,600
14	301,300	380,400	438,000	506,700
15	305,300	383,800	440,500	508,800
16	309,100	387,300	442,900	510,900
17	312,800	390,800	445,100	512,800
18	316,400	393,600	447,500	514,800
19	320,000	396,100	449,900	516,800
20	323,500	398,800	452,300	518,800
21	327,300	401,600	454,300	520,600
22	331,100	403,700	456,700	522,500
23	334,600	405,700	459,100	524,400
24	338,000	407,500	461,500	526,300
25	341,500	409,700	463,800	528,000
26	344,100	411,900	466,100	529,800
27	346,800	414,100	468,300	531,600
28	349,000	416,400	470,600	533,400
29	351,600	418,700	472,700	535,200
30	353,500	420,800	475,000	537,000

31	355,500	422,900	477,300	538,800
32	357,400	425,000	479,600	540,600
33	359,600	427,000	481,500	542,100
34	361,900	428,900	483,600	543,900
35	364,200	430,900	485,700	545,700
36	366,400	432,900	487,800	547,500
37	368,700	434,900	489,700	549,000
38	371,100	436,900	491,500	550,600
39	373,400	438,800	493,300	552,200
40	375,600	440,800	495,100	553,800
41	377,800	442,600	496,700	555,400
42	378,800	444,400	498,500	556,800
43	379,600	446,100	500,300	558,200
44	380,400	447,900	502,100	559,600
45	381,600	449,800	503,700	560,700
46	383,000	451,600	505,400	561,700
47	384,500	453,400	507,200	562,700
48	386,000	455,200	509,000	563,700
49	387,100	456,800	510,600	564,700
50	388,100	458,600	511,900	565,600
51	389,100	460,400	513,200	566,500
52	390,000	462,200	514,500	567,400
53	390,900	463,900	515,600	568,300
54	391,800	465,100	516,900	569,200
55	392,700	466,300	518,200	570,100
56	393,600	467,500	519,500	571,000
57	394,400	468,400	520,500	572,000
58	395,300	469,400	521,400	572,900

59	396,200	470,400	522,300	573,800
60	397,100	471,400	523,200	574,600
61	397,500	472,200	523,700	575,500
62	398,000	472,900	524,600	576,400
63	398,400	473,600	525,500	577,300
64	398,900	474,300	526,400	578,200
65	399,200	474,900	527,300	579,100
66		475,600	528,200	
67		476,300	529,100	
68		477,000	530,000	
69		477,300	530,800	
70		477,900	531,700	
71		478,600	532,600	
72		479,300	533,400	
73		479,700	534,100	
74		480,200	535,000	
75		480,900	535,900	
76		481,600	536,700	
77		481,900	537,600	
78		482,500	538,500	
79		483,100	539,400	
80		483,700	540,300	
81		484,300	541,100	
82		484,900	542,000	
83		485,500	542,900	
84		486,100	543,800	
85		486,400	544,700	
86		487,000	545,600	

87			487,500	546,500	
88			488,100	547,400	
89			488,500	548,200	
90			489,100		
91			489,700		
92			490,200		
93			490,700		
94			491,300		
95			491,900		
96			492,500		
97			493,000		
再任用職員		299,700	342,800	398,000	472,200

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

第2条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。	3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。
4～8 (略)	4～8 (略)
9 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の給料月額は、 <u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間</u>	9 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> （以下「 <u>再任用職員</u> 」という。）の給料月額は、 <u>その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>

勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

10・11 (略)

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員（市長が規則で定める者に限る。）の1箇月の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の

10・11 (略)

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 市長が規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）及び市長が規則で定めるところにより算出したその者（市長が規則で定める者に限る。）の1箇月の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額か

額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額(その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(超過勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間を合計し

ら運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額(その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(超過勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間を合計し

た時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) (略)

5 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する市長が規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給することを要しない。

6 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額、特勤勤務手当の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、そ

た時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) (略)

5 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する市長が規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給することを要しない。

6 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額、特勤勤務手当の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、そ

の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第23条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、

の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第23条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とし、「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～7（略）

（勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又

又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤労手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(特定の職員の適用除外)

第26条の2 (略)

2 第6条（第9項を除く。）、第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(特定日以後の職員の給料月額等の特例)

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50

は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤労手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(特定の職員の適用除外)

第26条の2 (略)

2 第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務することを要しない職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年郡山市条例第 号)による改正前の郡山市職員の定年等に関する条例(昭和59年郡山市条例第39号)第3条ただし書に規定する職員

(3) 郡山市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 郡山市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(5) 郡山市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額

との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員に対する特例）

16 当分の間、行政職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員については、別表第3の2級の項の規定は適用せず、同表中「3級」とあるのは「2級」と、「4級」とあるのは「3級」と、「5級」とあるのは「4級」と、「6級」とあるのは「5級」と、「7級」とあるのは「6級」と、「8級」とあるのは「7級」とする。

17 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に対する第23条第2項及び第

（再任用職員に対する特例）

9 当分の間、行政職給料表の適用を受ける再任用職員については、別表第3の2級の項の規定は適用せず、同表中「3級」とあるのは「2級」と、「4級」とあるのは「3級」と、「5級」とあるのは「4級」と、「6級」とあるのは「5級」と、「7級」とあるのは「6級」と、「8級」とあるのは「7級」とする。

10 当分の間、再任用職員に対する第23条第2項及び第24条の規定の適用

24条の規定の適用については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。））にあつては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従つて定める」とあるのは「定める」とする。

については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。））にあつては、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従つて定める」とあるのは「定める」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 191,700	円 220,000	円 261,100	円 281,100	円 296,600	円 322,600	円 365,400	円 399,600	円

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 299,700	円 342,800	円 398,000	円 472,200

第3条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (定年前再任用短時間勤務職員に対する特例)</p>	<p>附 則 (定年前再任用短時間勤務職員に対する特例)</p> <p>16 <u>当分の間、行政職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員については、別表第3の2級の項の規定は適用せず、同表中「3級」とあるのは「2級」と、「4級」とあるのは「3級」と、「5級」とあるのは「4級」と、「6級」とあるのは「5級」と、「7級」とあるのは</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から、第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年郡山市条例第7号）附則第5項から第7項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 5 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下附則第7項及び第8項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第23条第3項の規定を適用する。
- 10 第2条改正後給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 11 第2条改正後給与条例第6条（第9項を除く。）、第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 12 附則第4項から前項までの規定に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。
（その他の経過措置の規則への委任）
- 13 附則第4項から前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（提 案 要 旨）

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱い等に関する規定を設けるほか、所要の改正を行うとともに、一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当を改定する。

郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第16条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>1月間の日数（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。</u>）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第16条第2項において「職員みなし日数」という。</u>）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p>

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長の定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定める

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤続時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長の定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

ところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 （略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) （略）

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) （略）

12～17 （略）

附 則

27 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に

5～10 （略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) （略）

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) （略）

12～17 （略）

附 則

27 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に

規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の郡山市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第16条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 新条例第2条第2項及び第16条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

雇用保険法の一部改正に伴う失業者の退職手当に係る所要の改正及び非常勤職員の退職手当に係る支給要件を緩和する。

郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の160」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">384,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	384,000円	(略)		<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の160」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">383,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	383,000円	(略)	
号給	給料月額												
1	384,000円												
(略)													
号給	給料月額												
1	383,000円												
(略)													

第2条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項及び第20条の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「<u>定年前再任用短時間勤務職</u></p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項及び第20条の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」と</p>

員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

あるのは「再任用短時間勤務職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

5 任期付短時間勤務職員に対する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年郡山市条例第40号）第2条第1項の規定の適用については、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提 案 要 旨）

地方公務員法の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定する。

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の117.5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、<u>第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、<u>給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>

<p>(経過措置)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替えるものとする。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替えるものとする。</p>
---	---

第2条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、<u>第23条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の117.5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、<u>第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p>

2・3 (略)

附 則

(経過措置)

2～4 (略)

5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の217.5」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	153,300	202,700
2	154,400	204,500
3	155,600	206,300
4	156,700	207,900
5	157,900	209,500
6	159,100	211,300
7	160,200	212,800
8	161,300	214,500
9	162,400	216,100
10	163,700	217,900
11	165,000	219,600
12	166,400	221,300
13	167,700	222,800
14	169,100	224,700

2・3 (略)

附 則

(経過措置)

2～4 (略)

5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	149,300	199,900
2	150,400	201,700
3	151,600	203,500
4	152,700	205,200
5	153,900	206,800
6	155,100	208,600
7	156,200	210,200
8	157,300	211,900
9	158,400	213,500
10	159,700	215,300
11	161,000	217,000
12	162,400	218,800
13	163,800	220,300
14	165,300	222,200

15	<u>170,400</u>	<u>226,400</u>	15	<u>166,700</u>	<u>223,900</u>
16	<u>171,900</u>	<u>228,000</u>	16	<u>168,300</u>	<u>225,600</u>
17	<u>173,200</u>	<u>229,800</u>	17	<u>169,700</u>	<u>227,400</u>
18	<u>174,600</u>	<u>231,500</u>	18	<u>171,200</u>	<u>229,100</u>
19	<u>176,000</u>	<u>233,200</u>	19	<u>172,700</u>	<u>230,800</u>
20	<u>177,400</u>	<u>234,700</u>	20	<u>174,200</u>	<u>232,400</u>
21	<u>178,900</u>	<u>236,200</u>	21	<u>175,700</u>	<u>233,900</u>
22	<u>181,400</u>	<u>237,800</u>	22	<u>178,300</u>	<u>235,500</u>
23	<u>184,000</u>	<u>239,300</u>	23	<u>180,900</u>	<u>237,100</u>
24	<u>186,600</u>	<u>240,800</u>	24	<u>183,600</u>	<u>238,600</u>
25	<u>189,500</u>	<u>242,300</u>	25	<u>186,500</u>	<u>240,100</u>
26	<u>191,100</u>	<u>243,800</u>	26	<u>188,100</u>	<u>241,700</u>
27	<u>192,900</u>	<u>245,200</u>	27	<u>189,900</u>	<u>243,100</u>
28	<u>194,600</u>	<u>246,300</u>	28	<u>191,600</u>	<u>244,300</u>
29	<u>196,100</u>	<u>247,400</u>	29	<u>193,100</u>	<u>245,500</u>
30	<u>197,700</u>	<u>248,500</u>	30	<u>194,800</u>	<u>246,600</u>
31	<u>199,500</u>	<u>249,600</u>	31	<u>196,600</u>	<u>247,800</u>
32	<u>201,000</u>	<u>250,700</u>	32	<u>198,100</u>	<u>249,000</u>
33	<u>202,600</u>	<u>252,000</u>	33	<u>199,800</u>	<u>250,300</u>
34	<u>204,100</u>	<u>253,300</u>	34	<u>201,300</u>	<u>251,600</u>
35	<u>205,500</u>	<u>254,200</u>	35	<u>202,700</u>	<u>252,800</u>
36	<u>206,700</u>	<u>255,000</u>	36	<u>204,000</u>	<u>253,900</u>
37	<u>208,000</u>	<u>255,900</u>	37	<u>205,300</u>	<u>254,800</u>
38	<u>209,400</u>	<u>257,300</u>	38	<u>206,700</u>	<u>256,300</u>
39	<u>210,400</u>	<u>258,700</u>	39	<u>207,800</u>	<u>257,700</u>
40	<u>211,600</u>	<u>260,100</u>	40	<u>209,000</u>	<u>259,100</u>
41	<u>213,100</u>	<u>261,300</u>	41	<u>210,500</u>	<u>260,400</u>
42	<u>214,300</u>	<u>262,600</u>	42	<u>211,700</u>	<u>261,800</u>

43	<u>215,600</u>	<u>264,000</u>	43	<u>213,000</u>	<u>263,200</u>
44	<u>216,800</u>	<u>265,200</u>	44	<u>214,300</u>	<u>264,500</u>
45	<u>217,900</u>	<u>266,200</u>	45	<u>215,400</u>	<u>265,500</u>
46	<u>219,200</u>	<u>267,500</u>	46	<u>216,700</u>	<u>266,900</u>
47	<u>220,500</u>	<u>268,900</u>	47	<u>218,000</u>	<u>268,300</u>
48	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	48	<u>219,300</u>	<u>269,500</u>
49	<u>222,900</u>	<u>271,100</u>	49	<u>220,500</u>	<u>270,600</u>
50	<u>224,000</u>	<u>272,300</u>	50	<u>221,600</u>	<u>271,800</u>
51	<u>225,000</u>	<u>273,400</u>	51	<u>222,600</u>	<u>273,000</u>
52	<u>226,100</u>	<u>274,700</u>	52	<u>223,800</u>	<u>274,300</u>
53	<u>227,200</u>	<u>275,800</u>	53	<u>224,900</u>	<u>275,400</u>
54	<u>228,200</u>	<u>276,900</u>	54	<u>225,900</u>	<u>276,600</u>
55	<u>228,900</u>	<u>278,100</u>	55	<u>226,700</u>	<u>277,900</u>
56	<u>229,800</u>	<u>279,200</u>	56	<u>227,600</u>	<u>279,200</u>
57	<u>230,600</u>	<u>280,300</u>	57	<u>228,400</u>	<u>280,300</u>
58	<u>231,400</u>	<u>281,400</u>	58	<u>229,300</u>	<u>281,400</u>
59	<u>232,200</u>	<u>282,500</u>	59	<u>230,100</u>	<u>282,500</u>
60	<u>232,900</u>	<u>283,500</u>	60	<u>230,900</u>	<u>283,500</u>
61	<u>233,400</u>	<u>284,500</u>	61	<u>231,500</u>	<u>284,500</u>
62	<u>234,300</u>	<u>285,500</u>	62	<u>232,400</u>	<u>285,500</u>
63	<u>235,100</u>	<u>286,500</u>	63	<u>233,300</u>	<u>286,500</u>
64	<u>235,900</u>	<u>287,500</u>	64	<u>234,200</u>	<u>287,500</u>
65	<u>236,700</u>	<u>288,300</u>	65	<u>235,000</u>	<u>288,300</u>
66	<u>237,600</u>	<u>289,200</u>	66	<u>235,900</u>	<u>289,200</u>
67	<u>238,100</u>	<u>290,100</u>	67	<u>236,700</u>	<u>290,100</u>
68	<u>238,600</u>	<u>291,000</u>	68	<u>237,500</u>	<u>291,000</u>
69	<u>239,200</u>	<u>291,700</u>	69	<u>238,100</u>	<u>291,700</u>
70	<u>239,900</u>	<u>292,400</u>	70	<u>238,900</u>	<u>292,400</u>

71	<u>240,600</u>	293,200	71	<u>239,600</u>	293,200
72	<u>241,200</u>	294,100	72	<u>240,200</u>	294,100
73	<u>241,800</u>	295,000	73	<u>240,900</u>	295,000
74	<u>242,400</u>	295,500	74	<u>241,600</u>	295,500
75	<u>243,100</u>	295,900	75	<u>242,300</u>	295,900
76	<u>243,600</u>	296,300	76	<u>242,900</u>	296,300
77	<u>244,100</u>	296,500	77	<u>243,400</u>	296,500
78	<u>244,700</u>	296,900	78	<u>244,100</u>	296,900
79	<u>245,500</u>	297,300	79	<u>244,900</u>	297,300
80	<u>246,000</u>	297,600	80	<u>245,500</u>	297,600
81	<u>246,600</u>	297,800	81	<u>246,100</u>	297,800
82	<u>247,300</u>	298,100	82	<u>246,800</u>	298,100
83	<u>247,900</u>	298,400	83	<u>247,500</u>	298,400
84	<u>248,600</u>	298,700	84	<u>248,200</u>	298,700
85	<u>249,200</u>	299,000	85	<u>248,800</u>	299,000
86	<u>249,800</u>	299,300	86	<u>249,500</u>	299,300
87	<u>250,400</u>	299,600	87	<u>250,200</u>	299,600
88	250,900	300,000	88	250,900	300,000
89	251,600	300,300	89	251,600	300,300
90	252,100	300,600	90	252,100	300,600
91	252,500	301,000	91	252,500	301,000
92	253,000	301,300	92	253,000	301,300
93	253,300	301,500	93	253,300	301,500
94		301,800	94		301,800
95		302,200	95		302,200
96		302,600	96		302,600
97		302,800	97		302,800
98		303,100	98		303,100

99		303,400	99		303,400
100		303,800	100		303,800
101		304,000	101		304,000
102		304,400	102		304,400
103		304,800	103		304,800
104		305,100	104		305,100
105		305,300	105		305,300
106		305,600	106		305,600
107		306,000	107		306,000
108		306,300	108		306,300
109		306,500	109		306,500
110		306,900	110		306,900
111		307,300	111		307,300
112		307,600	112		307,600
113		307,700	113		307,700
114		308,100	114		308,100
115		308,300	115		308,300
116		308,700	116		308,700
117		308,900	117		308,900
118		309,100	118		309,100
119		309,400	119		309,400
120		309,600	120		309,600
121		309,900	121		309,900
122		310,200	122		310,200
123		310,500	123		310,500
124		310,800	124		310,800
125		311,100	125		311,100
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(提 案 要 旨)

会計年度任用職員の給料表及び期末手当を改定する。

郡山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)</p> <p>第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課され</p>	<p>(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)</p> <p>第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課され</p>

ることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例)

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和6年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。)の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

(略)

2 (略)

ることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例)

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。)の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

(略)

2 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正後の条例の規定は、令和4年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

郡山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
(略)					(略)				
31	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）	(略)			31	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	(略)		
(略)					(略)				
36	動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業	(略)			36	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に	(略)		

の登録の申請に対する審査				基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査									
(略)				(略)									
181	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(略)共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅をいう。以下同じ。）又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）	181	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(略)共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	住戸	住戸	1戸	登録調査機関等	が発行する書類が提出されたもの	6,000円

				用階段 その他 の共用 部分を いう。以 下同じ。)の床面 積の合 計
--	--	--	--	--

				請の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分を の場合
--	--	--	--	---

5 第181号及び第182号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の非住宅部分で申請する場合の手数料の額は、当該複合建築物の非住宅の部分により算出した額とする。

6 第181号及び第182号の手数料を徴収する事務について、複合建築物の建築物全体で申請する場合の手数料の額は、前項で算出した額に第4項の規定により算出した額を加算する。

7~13 (略)

5 第181号及び第182号の手数料を徴収する事務について、共同住宅等の住戸部分のみの申請と共同住宅等の建築物全体での申請を同時にする場合の手数料の額は、前項の規定により算出した額とする。

6~12 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第31号及び第36号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
(低炭素建築物新築等計画の認定等の手数料に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の認定を受けている法第53条第1項の低炭素建築物新築等計画に係る法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

動物の愛護及び管理に関する法律に規定されている狂犬病予防法の特例措置の適用を受けると及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市保健センター条例の一部を改正する条例

郡山市保健センター条例（平成2年郡山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
郡山市中央保健センター	(略)	郡山市保健センター	(略)
郡山市南保健センター	郡山市安積一丁目38番地		
郡山市北保健センター	郡山市富久山町福原字泉崎181番地の1		
郡山市西保健センター	郡山市片平町字町南7番地の2		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

保健センターの充実強化を図るため、当該センターを4つに再編する。

郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 郡山市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第11条）

第3章 郡山市いじめ問題調査委員会（第12条—第22条）

第4章 郡山市いじめ問題再調査委員会（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）の対策等に係る組織の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 郡山市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として郡山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 郡山市教育委員会教育長
- (2) 郡山市立の学校（郡山市立学校条例（昭和40年郡山市条例第45号）第2条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。）の校長

- (3) 教育委員会事務局の職員
- (4) 福島県が設置する児童相談所の職員
- (5) 福島地方法務局の職員
- (6) 福島県警察の警察官
- (7) 前各号に掲げる者のほか、いじめの防止等に関係する機関及び団体に属する者のうち教育委員会が必要と認めるもの
(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、郡山市教育委員会教育長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下この条及び第9条第2項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 郡山市いじめ問題調査委員会

(設置)

第12条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として郡山市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置

く。

(所掌事務)

第13条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関し必要な事項に関すること。
- (2) 法第24条の規定により教育委員会が行った調査に対し意見を述べること。
- (3) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。）に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(組織)

第14条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第16条 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項の特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、第1項の特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長)

第17条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 調査委員会の会議（以下この条及び第20条第2項において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査委員会が第16条第1項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(意見の聴取等)

第19条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができ

る。

(秘密保持義務)

第20条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第21条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第4章 郡山市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第23条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として郡山市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 再調査委員会は、第13条第3号に規定する調査の結果について調査を行う。

(準用)

第25条 第14条から第22条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第14条第2項及び第16条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第18条第1項中「第20条第2項」とあるのは「第25条の規定において準用する第20条第2項」と、同条第4項中「第16条第1項」とあるのは「第25条の規定において準用する第16条第1項」と、第21条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども部」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償		別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償	
1 報酬		1 報酬	
区分	報酬額	区分	報酬額

(略)		
学校教育審議会	(略)	
郡山市いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額 8,100円
郡山市いじめ問題調査委員会	委員長	日額 8,100円
	委員	
	臨時委員	
郡山市いじめ問題再調査委員会	委員長	日額 8,100円
	委員	
	臨時委員	
(略)		
備考 郡山市いじめ問題調査委員会及び郡山市いじめ問題再調査委員会の委員等の報酬額については、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度によりこの表に掲げる額により難しい場合は、日額28,100円を超えない範囲内で市長が定める額をもってその者の報酬額とすることができる		
2 (略)		

(略)	
学校教育審議会	(略)
(略)	
2 (略)	

(提案要旨)

いじめ防止対策推進法の規定に基づく附属機関を設置し、その組織等に関し必要な事項を定めるとともに、同附属機関の委員等の報酬の額を定める。

郡山市立美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市立美術館条例の一部を改正する条例

郡山市立美術館条例（平成4年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、市民の美術に関する知識と教養の向上を図り、文化の発展に寄与するため、美術館を設置する。</p> <p>(美術館協議会)</p> <p>第11条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項</u>の規定に基づき、美術館に郡山市立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条</u>の規定に基づき、市民の美術に関する知識と教養の向上を図り、文化の発展に寄与するため、美術館を設置する。</p> <p>(美術館協議会)</p> <p>第11条 <u>法第20条第1項</u>の規定に基づき、美術館に郡山市立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | ため池防災・減災事業（酒蓋池）対策工事 |
| 2 | 工事場所 | 郡山市深沢二丁目地内 |
| 3 | 工事概要 | 施工面積 33,700 平方メートル
浚渫工 一式
放流施設工 一式 |
| 4 | 契約金額 | 金 822,789,000 円 |
| 5 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 福島県本宮市高木字舟場25番地 8
石橋・椎根特定建設工事共同企業体
構 成 員 福島県本宮市高木字舟場25番地 8
（代表者） 石橋建設工業株式会社
代表取締役 石 橋 英 雄
構 成 員 郡山市日和田町高倉字上萱沼47番地 6
株式会社椎根建設
代表取締役 椎 根 和 芳 |
| 7 | 支出科目 | 令和4年度（継続費）
一般会計
（款） 6 農林水産業費
（項） 1 農業費
（目） 4 農地費 |

（提案要旨）

ため池防災・減災事業（酒蓋池）対策工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | ため池防災・減災事業（大久保池）対策工事 |
| 2 | 工事場所 | 郡山市安積町荒井地内 |
| 3 | 工事概要 | 施工面積 12,900 平方メートル
浚渫工 一式 |
| 4 | 契約金額 | 金384,477,500円 |
| 5 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 郡山市開成五丁目12番9号
壁巢・八光特定建設工事共同企業体
構成員 郡山市開成五丁目12番9号
（代表者） 壁巢建設株式会社
代表取締役 壁巢 達 弥
構成員 郡山市並木二丁目1番地の3
八光建設株式会社
代表取締役 宗 像 剛 |
| 7 | 支出科目 | 令和4年度（継続費）
一般会計
（款）6 農林水産業費
（項）1 農業費
（目）4 農地費 |

（提案要旨）

ため池防災・減災事業（大久保池）対策工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | ため池防災・減災事業（五百淵）対策工事 |
| 2 | 工事場所 | 郡山市字山崎地内 |
| 3 | 工事概要 | 施工面積 31,800 平方メートル
浚渫工 一式
放流施設工 一式 |
| 4 | 契約金額 | 金366,025,000円 |
| 5 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 郡山市緑ヶ丘東四丁目2番地の1
小柳・三栄特定建設工事共同企業体
構成員 郡山市緑ヶ丘東四丁目2番地の1
（代表者） 小柳建設株式会社福島営業所
所長 矢部 信三
構成員 郡山市字菜根屋敷23番地5
三栄建設株式会社
代表取締役 柳 沼 知 寛 |
| 7 | 支出科目 | 令和4年度（継続費）
一般会計
（款）6 農林水産業費
（項）1 農業費
（目）4 農地費 |

（提案要旨）

ため池防災・減災事業（五百淵）対策工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 東部幹線（富久山）橋梁上部工整備工事 |
| 2 工事場所 | 郡山市富久山町久保田字三御堂地内 |
| 3 工事概要 | 橋梁上部工整備工事
施工延長 46.6メートル
幅員 24.8メートル
橋梁上部工（プレストレストコンクリートT桁橋） 一式 |
| 4 契約金額 | 金382,800,000円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 東白川郡棚倉町棚倉観音向10番地1
川田・平晋特定建設工事共同企業体
構成員 東白川郡棚倉町棚倉観音向10番地1
（代表者） 川田建設株式会社福島営業所
所長 花見 浩
構成員 郡山市安積町日出山字大洲河原142番地
平晋建設株式会社
代表取締役 高橋 晋也 |
| 7 支出科目 | 令和4年度（継続費）
一般会計
（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）3 街路費 |

(提 案 要 旨)

東部幹線（富久山）橋梁上部工整備工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|----------|-----------------------------|------------------|
| 1 契約の目的 | (仮称) 郡山市富久山総合学習センター別館建設主体工事 | |
| 2 工事場所 | 郡山市富久山町地内 | |
| 3 工事概要 | 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 | 延べ1,054.32平方メートル |
| | 大ホール | |
| | ステージ | |
| | 器具庫 | |
| | 会議室 | |
| | 控室等 | |
| 4 契約金額 | 金504,537,000円 | |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 | |
| 6 契約の相手方 | 郡山市字桑野清水台48番地3 | |
| | 俵屋建設工業株式会社 | |
| | 代表取締役 笹内 忠幸 | |
| 7 支出科目 | 令和4年度 | |
| | 一般会計 | |
| | (款) 10 教育費 | 11 災害復旧費 |
| | (項) 3 社会教育費 | 3 文教施設災害復旧費 |
| | (目) 1 生涯学習費 | 1 社会教育施設災害復旧費 |

(提案要旨)

(仮称) 郡山市富久山総合学習センター別館建設主体工事の請負契約を締結する。

工事請負契約の変更について

令和2年9月17日議会の議決を得た郡山市河内埋立処分場第4期埋立地拡張工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 4 契約金額中「2,752,200,000円」を「2,912,125,700円」に改める。

(提 案 要 旨)

法面の保護に係る施工方法が変更になったこと等に伴い、契約金額を変更する。

財産の処分について

郡山西部第一工業団地の分譲用地を次のとおり売却する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 売却する財産
 - (1) 所在地 郡山市熱海町上伊豆島字入北1番1ほか
郡山西部第一工業団地土地区画整理事業地内
 - (2) 物件
土地 宅地 全26区画
370,330平方メートル
- 2 売却の方法 随意契約
- 3 売却予定価格 金6,009,882,550円
- 4 売却の相手方 公募により市長が定める者
- 5 その他 面積は、出来形確認測量により増減することがある。

(提 案 要 旨)

郡山西部第一工業団地の分譲用地を売却する。

郡山市磐梯熱海観光物産館の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | | |
|---|-----------|-----|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市熱海町熱海二丁目15番地の1 |
| | | 名称 | 郡山市磐梯熱海観光物産館 |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 | 東京都北区王子三丁目19番7号 |
| | | 名称 | 株式会社サンアメニティ |
| | | 代表者 | 代表取締役 吉澤 幸夫 |
| 3 | 指定期間 | | 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提案要旨)

郡山市磐梯熱海観光物産館の指定管理者を指定する。

郡山市営住宅等の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | | |
|---|-----------|-----|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市鶴見坦一丁目地内ほか |
| | | 名称 | 郡山市営住宅等（鶴見坦市営住宅ほか） |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 | 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 |
| | | 名称 | 株式会社東急コミュニティー |
| | | 代表者 | 代表取締役 木村 昌平 |
| 3 | 指定期間 | | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

(提案要旨)

市営住宅及び共同施設の指定管理者を指定する。

開成山公園等の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | | |
|---|-----------|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地
名称 | 郡山市開成一丁目5番地
開成山公園（郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）第2条で規定する郡山総合運動場及び郡山市文化施設条例（昭和59年郡山市条例第50号）第2条で規定する郡山市音楽・文化交流館を除く。） |
| | | (2) 所在地
名称 | 郡山市開成二丁目163番地
水・緑公園 |
| | | (3) 所在地
名称 | 郡山市開成二丁目18番1
開拓公園 |
| | | (4) 所在地
名称 | 郡山市開成二丁目2番1号
開成二丁目公園 |
| 2 | 指定管理者 | 所在地
名称
構成員
(代表者) | 郡山市大槻町字牛道5番地3
大和リースグループ
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲 弥 |
| | | 構成員 | 郡山市富田東一丁目45番地
a. r u. k u出版株式会社
代表取締役 河 内 勉 |
| | | 構成員 | 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
東京美装興業株式会社
代表取締役 八 木 秀 記 |
| | | 構成員 | 郡山市並木二丁目1番地の3
八光建設株式会社 |

代表取締役 宗 像 剛
構 成 員 郡山市島一丁目22番30号
株式会社櫻エンジニアリング
代表取締役 大 島 高 昭

3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和25年3月31日まで

(提 案 要 旨)

開成山公園（郡山総合運動場及び郡山市音楽・文化交流館を除く。）、水・緑公園、開拓公園及び開成二丁目公園の指定管理者を指定する。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

専決第26号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

（提案要旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

市道上において、普通乗用車が走行中、跳ね上げた道路横断側溝用の鉄製の蓋により損傷したことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和4年10月18日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年7月13日午後5時30分頃、郡山市熱海町長橋字後庵向152番地先の市道上において、郡山市熱海町長橋字大穴165番地株式会社阿部工機所有の普通乗用車が走行中、跳ね上げた道路横断側溝用の鉄製の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社阿部工機代表取締役阿部安広に対し、金337,326円を支払う。
- (2) 株式会社阿部工機代表取締役阿部安広は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金337,326円

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第28号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第30号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第31号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 6 専決第32号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第33号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年10月18日

郡山市長 品川 万里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年6月11日午後4時30分頃、郡山市日和田町字鶴見坦40番27地先の市道上において、郡山市喜久田町字菖蒲池24番地の20高水利夫所有の軽乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、高水利夫に対し、金7,500円を支払う。
- (2) 高水利夫は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金7,500円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年10月21日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年8月23日午後2時15分頃、郡山市富久山クリーンセンターにおいて、本市職員が廃棄物の搬出の際に誤って、郡山市八山田西三丁目337番地磯前謙一所有の普通乗用車に当該廃棄物を接触させ、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、磯前謙一に対し、金75,680円を支払う。
- (2) 磯前謙一は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金75,680円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年10月31日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年8月4日午前9時頃、福島県郡山合同庁舎駐車場において、当市自動車が誤って、本宮市本宮字関根38番地22大脇規孝所有の普通乗用車へ接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、大脇規孝に対し、金165,154円を支払う。
- (2) 大脇規孝は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金165,154円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年10月31日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年8月20日午後3時40分頃、郡山市石湊町179番7地先の市道上において、須賀川市堤字深作245番株式会社エー・ディー・ウォール所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社エー・ディー・ウォール代表取締役仁井田大治郎に対し、金35,481円を支払う。
- (2) 株式会社エー・ディー・ウォール代表取締役仁井田大治郎は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金35,481円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和4年11月4日

郡山市長 品川 万里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年6月30日議会の議決を得た河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

- 4 契約金額中「464,637,800円」を「460,167,400円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年11月10日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年8月5日午後6時25分頃、郡山市富久山町久保田字上野46番1地先において、当市が使用する自動車が誤って、東京都豊島区南長崎4丁目13番38遠藤裕信所有の普通乗用車に接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、遠藤裕信に対し、金222,454円を支払う。
- (2) 遠藤裕信は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金222,454円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和4年11月14日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年9月23日午後8時55分頃、郡山市立中央公民館内において、本市職員が講義室の仕切りの開放作業中に誤って、郡山市大槻町字下西田77番地の17宗川雄太所有のスマートフォンに当該仕切りに使用するパーティションを接触させ、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、宗川雄太に対し、金3,062円を支払う。
- (2) 宗川雄太は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金3,062円